

1 件名 電気・機械設備等の運転・監視業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4丁目8-4
厚生労働省上石神井庁舎

3 委託期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 一般事項

- (1) 受託者は厚生労働省担当者の指示に基づいて、仕様書による内容事項を誠実に守らなければならない。
- (2) 本仕様書の各委託業務の内容は大要を示したものであり、受託者は本仕様書に記載されていない事項についても、庁舎の維持管理上必要な場合には厚生労働省担当者と協議のうえ実施するものとする。
- (3) 受託者は、この業務運営の具体的事項については、契約書及び仕様書に定めるもののほか厚生労働省担当者の指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、作業員の経歴書を厚生労働省担当者に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、厚生労働省担当者において業務の遂行上不相当と認めた場合はいつでも当該人の業務への従事を拒否できるものとする。

- (5) 受託者は、常駐する作業員については、それぞれの業務に適合した服装を統一し各人に名札を着けさせなければならない。
なお、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は作業員の労務管理を適正に行い、業務に支障をきたさないように留意するとともに、労働条件等については労働基準法(昭和22年法律第49号)その他諸法規に抵触しないように勤務割等について十分注意すること。
- (7) 受託者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
(設備監視室等におけるデータをディスク媒体等に移し外部に持ち出す事も含む。)

- (8) 受託者は厚生労働省担当者の指示に基づいて、作業実施計画書をあらかじめ提出するものとする。
- (9) 受託者は指定された作業日誌に実施状況を記入のうえ翌日厚生労働省担当者に提出し、検認を受けなければならない。
- (10) 厚生労働省担当者は、委託業務に関して随時調査し又は報告を求め、必要があれば改善を命ずることができる。この場合、受託者は直ちにこれに応じなければならない。
- (11) 日誌、記録一般、図面等は、図面管理システムを構築し、パソコンを使用するので、作業員はパソコン操作、CAD等操作並びに図面の編集、作成管理ができる人材であること。
- (12) 本業務にデジタルビデオデータを利用しているため、データの編集作業がで

きる人材であること。

(13) 中央監視システム、入退出管理システム、防犯システム、照明制御システム、監視カメラシステム等がネットワークで構成されているので、作業員はこれらのシステム管理のできる人材であること。

(14) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）

第6条に基づき定められている環境物品等の調達の基本方針に従わなければならない。

(15) 受託者は、各種設備機器点検等の年間計画を含む維持管理計画の作成に対する技術的な支援を行うこととする。

(16) 本庁舎の電算棟には、日本全国で運用される労働保険の徴収・給付、職業紹介等に係るシステムが設置されている。このため、電気、空調管理の不備等によりシステムトラブルが起きた場合の影響が多大なものであることを十分に認識すること。

5 施設管理業務

受託者は、電気設備及び空調設備、防犯設備等の運転管理に関し、関係法規、厚生労働省担当者の定める管理基準等定めに従うほか、厚生労働省担当者の指示に基づいて庁舎の機能を完全に運営保持し得るよう努めなければならない。

また、受託者は故障の早期発見、事故の未然防止等の他善良な管理者の注意義務をもって、経済的な運営を行うよう努めなければならない。

(1) 報告

① 点検作業等の実施について、受託者は前月の20日までに作業予定表を作成のうえ厚生労働省担当者に提出し、作業実施後は翌月5日までに作業実施報告書を提出するものとする。

② 受託者は厚生労働省の定める管理基準に基づく様式による報告書を作成し、毎日これを提出するものとする。

③ 管理機器等に修理及び改造を要するときは、受託者はその理由を付して厚生労働省担当者に詳細の説明・報告及び改善の提案をするものとする。

(2) 経費等

点検作業等に要する油及び消耗品（ウエス・パッキン等）等は委託者が支給するものとし、当該作業に要する工具計器類、被服及び仮眠用の寝具は受託者の負担とする。

また、業務に必要な事務室、仮眠室等の居室については、厚生労働省が提供するものとし、業務を行ううえで必要な光熱水量についても厚生労働省が負担するものとする。

なお、下記作業等に要する材料及び費用等は本契約に含まないものとする。

- ・ 各機器の改造、重大な故障に基づく修理の諸経費

以上の他に経費負担等で疑義があるときは、厚生労働省担当者と協議し、その指示に従うものとする。

(3) 実施体制等

① 業務時間

上石神井庁舎の開庁日・閉庁日に関係なく24時間体制とし、日勤については、開庁日の9時から18時までとする。

なお、点検立会い等の臨時出勤の必要がある場合は、厚生労働省担当者と協議しその指示に従うものとする。

② 人員

- イ 開庁日の9時～18時 6名
- ・うち1名は総合主任技術者
 - ・うち1名は事務棟担当者

- ロ イ以外の時間 3名

ハ 業務の必要に応じてイ・ロ以外の要員を配置することは妨げない。

③ 要件

- イ 総合主任技術者（ロに係る総括責任者）
- ・第2種電気主任技術者以上の資格を有する者。

- ロ 管理要員
- ・第3種電気主任技術者以上の資格を有する者。
 - ・管理要員総数の2分の1以上の者に特別高圧敷施設管理業務経験が2年以上あること。

(4) 電気主任技術者

- ① 当庁舎は、特別高圧受電により電力引込を行っていることから、電気主任技術者（第2種電気主任技術者以上の資格を有する者）を選任し、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安の確保に必要な業務を行うこと。ただし、総合主任技術者となるものが、電気主任技術者を兼務することは妨げない。

- ② 電気主任技術者の業務時間は、開庁日の9時00分～18時00分（休憩時間含む）とし、当該業務時間中は厚生労働省上石神井庁舎に常駐すること。また、電気主任技術者の不在時の代務者をあらかじめ定めておくとともに、緊急時の基本となる対処方法及び連絡体制を整備しておくこと。

なお、業務時間外であっても、自家用電気工作物に係る点検・工事・運用等にあたり、厚生労働省が庁舎の管理において重要度又は緊急度が高いと判断した場合には、管理・監督・立会い等の業務を行うこと。その場合の業務時間は都度厚生労働省担当者と協議するものとし、本契約の範囲内とする。

- ③ 必要に応じて関係書類等を関係官署への届出を行うこと。

- ④ 当該技術者の業務遂行に際して、以下の事項を委託者と受託者の双方において遵守すること。
- ・厚生労働省は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
 - ・自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術

者として選任される者がその保安のためにする指示に従うこと。

- ・ 電気主任技術者として選任される者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

(5) 電気設備管理業務

電気等設備の日常操作並びに管理を主な業務とし、外部塵埃発錆の清掃除去の他、以下の業務等について、厚生労働省上石神井庁舎で定める「設備管理基準」（別添参照。以下「設備管理基準」という。）により正常かつ円滑な管理に努めること。

- ① 断路器、遮断器、変圧器、避雷器等の受変電設備外部点検
- ② 計器用変成器、電力用ヒューズ、継電器等の受変電外付属設備外部点検
- ③ 分電盤及び操作盤の点検手入
- ④ 非常用電源設備（自家発、蓄電池）点検手入
- ⑤ 各種電動機の点検手入
- ⑥ 各種照明設備の点検手入
- ⑦ 各ケーブル、ピットの布設、立ち上り点検手入
- ⑧ 充電機器等の点検手入
- ⑨ 常駐技術者で可能な小修理（蛍光灯、コンセント、安定器取り替え）及び備品、工具計器の管理

※ 分電盤の監視範囲は別紙参照

(6) 空調（冷暖房）・給排水設備等管理業務

空調設備等の日常運転並びに管理を主な業務とし、外部塵埃、発錆の清掃除去の他以下の業務等について、「設備管理基準」により正常かつ円滑な管理に努めること。

- ① 圧力、温度の維持及び調節
- ② 自家発電機燃料油及び燃料タンク等の点検
- ③ 各付属機器（空調機、冷却塔、給水装置、ポンプ、ファン）等の冷暖房器点検手入
- ④ 送排風機点検手入及び電動機グリス注入
- ⑤ 電気集塵機点検及び洗浄、清掃
- ⑥ 外気取り入れ口フィルター洗浄及び小型空調機等のフィルター清掃
- ⑦ 各駆動部、配管等の異常音、漏洩、その他点検
- ⑧ 各種制御装置の点検手入
- ⑨ アネモ点検
- ⑩ 衛生関係（上水、雑水、汚水）等点検手入（外部）
- ⑪ 常駐技術者で可能な小修理（パッキン交換等）及び備品、工具計器の管理

(7) 防火管理業務

防火設備の日常管理を主な業務とし、外部塵埃、発錆の清掃除去の他以下の業務等について、「設備管理基準」により正常かつ円滑な管理に努めること。

- ① 火災報知器表示灯の目視点検（消防法に基づく点検は別途とする）
- ② 緊急時（火災）における通報（消防計画に遵守する）と初期消火に努める。

- ③ 新ガス（窒素ガス）消火設備の目視点検
- ④ 電算棟自家発電機室が危険物一般取扱所であることから、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づき危険物保安監督者を選任し、必要に応じて関係書類等を関係官署へ届け出を行い、適切な業務を行うこと。
- ⑤ 消防法による防火管理者と同等の資格があると認められる者を1名おき、管理上必要な業務を以下に基づき行うものとする。
 - イ 常駐技術者による消火、通報及び避難の訓練の実施
 - ロ 消防の用に供する設備、消防活動上必要な消防設備の点検及び整備
 - ハ 火気の使用又は、取り扱いに関する監督
 - ニ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
 - ホ 入退出者収容人員の管理
 - ヘ 防火管理上必要な管理
 - ト 消防計画の作成補助
- (8) 電話管理業務

電話設備の管理を主な業務とする。

 - ① 電話交換機、配線及び構内電話通信網の維持管理及び工事の立ち会い。
 - ② 常駐技術者で可能な小修理、端末設定及び備品、工具計器の管理。
- (9) 植栽の日常管理業務

電算棟屋上にある植栽の日常管理を行う。

 - ① 構内にある植栽へ必要に応じて灌水を行う。
 - ② 定期的に見回りを行い、病害や虫害の早期発見に努めること。
- (10) 建築物の確認業務

週次により、以下の業務を行う。

 - ① 外壁及び内壁の状態を確認し、異常の有無を報告すること。
 - ② 電算棟屋上のルーフトレンの状態を確認し、必要に応じて落ち葉・ゴミ等を取り除くこと。
- (11) 厚生労働省上石神井庁舎における電力使用量についての資料作成

庁舎全体の電力使用量及び電算システムに係る電力使用量（電力監視装置から出力）についての資料をとりまとめ報告すること（前開庁日までの状況を翌開庁日までに）。その際、報告する内容の検証及び分析を行い、正確な報告を行うこと。
- (12) 電算棟サーバー室内における空調稼働状況の把握と対応
 - ① サーバー室内において、空調機の稼働状況を確認し、各サーバーの稼働に支障がでないよう対応すること。

【確認内容】温度、湿度、風速、送風量等
 - ② 確認の上、問題がある場合は、ギャラリパネルの手直し（向きの変更・移動）等をはじめとする対応を行うこと。

6 庁舎管理補助業務

適正な庁舎管理業務を行うため、以下に示す厚生労働省担当者の業務補助を行うこと。

- (1) 備品等購入計画書及び各種（電気、機械及び電話等。以下同じ。）工事計画書等の作成に係る補助
- (2) 各種工事の日程等の調整及び打合せに係る補助
- (3) 各種設備の保守点検、工事、台帳等管理に係る補助（法定基準の確認を含む。）
- (4) 各種入札説明会及び関連仕様書作成に係る補助
- (5) 各役所への届出書類、調査及びアンケート等の提出に係る補助

7 エネルギー管理員業務

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）（以下「省エネ法」という。）により厚生労働省上石神井庁舎は「第一種エネルギー管理指定工場等」に指定されていることから、受託者は以下の業務を行うものとする。

- (1) 受託者は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用方法の改善及び監視に努めなければならない。
- (2) 受託者は本業務を行う者でエネルギー管理士免状の交付を受けている者（エネルギー管理員講習修了者）のうちから、エネルギー管理員を選任し、エネルギー管理員のエネルギー管理士免状番号又はエネルギー管理講習修了番号、職名及び氏名を書面で厚生労働省に提出しなければならない。
- (3) 選任されたエネルギー管理員は、エネルギーの使用の合理化に関しエネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びにエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持の業務の管理を行わなければならない。
- (4) エネルギー管理員は、省エネ法に定められた報告に係る書類の作成を行うこと。
- (5) エネルギー管理員は、その職務を自ら誠実に行うとともに、実施した業務の結果について報告をしなければならない。
- (6) 厚生労働省はエネルギー管理員本人が業務を実施したことを確認するとともに、エネルギー管理員から報告を受けた業務の結果について確認し、当該報告を保存しなければならない。
- (7) 厚生労働省は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー管理員がその職務を行ううえでの意見がある場合はそれを尊重し、指示に従わなければならない。
- (8) 温室効果ガス削減対策等の各種エネルギー関連業務について、必要に応じて庁舎内で使用しているエネルギーに関するデータの採取を行い、報告書の作成の支援を行わなければならない。

8 建築物等点検業務

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年6月1日法律第181号）

に基づき、当庁舎建築物等の点検を行うこと。

(1) 業務内容

- ① 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第12条第2項に基づく点検。
- ② 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検。

(2) 点検対象

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)12条第2項に基づく、昇降機以外の建築設備

(3) 点検方法

「建築物点検マニュアル(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」による。

(4) 点検結果の報告

点検結果報告書の様式は次による。

* 「点検記録(総括表)」及び「点検マニュアルチェックシート」報告は、当該施設の点検終了後速やかに報告する。(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。)

(5) 貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ次の関係資料を貸与する。なお、厚生労働省が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却すること。

① 諸官庁提出書類控え

- ・ 事業用電気工作物保安規定
- ・ 官公署届出書類一覧表
- ・ 前回報告書副本の写し

② 工事業者関連簿

- ・ 緊急連絡先一覧表
- ・ 工事関係者一覧表

③ 設備関連

- ・ 設備機器台帳
- ・ 修繕履歴

④ 点検・検査記録簿関連

- ・ 特殊建築物等調査記録
- ・ 建築設備定期検査記録
- ・ 消防設備点検結果報告書
- ・ エレベーター定期検査記録
- ・ 使用前自主検査記録
- ・ 定期自主検査記録
- ・ 事故、修繕、更新記録

⑤ 図面類

- ・ 完成図
- ・ 機器完成図

⑥ 管理資料

- ・ カタログ
- ・ 取扱説明書
- ・ 保全に関する資料
- ・ 保証書
- ・ 保守契約リスト

(6) 点検実施者

- ① 点検の実施に先立ち、次の事項について書面をもって厚生労働省担当者

に通知する。

- ・氏名
- ・点検に関する資格を証明するもの

② 点検実施者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・一級建築士（全ての点検業務が可）
- ・二級建築士（全ての点検業務が可）
- ・特殊建築物等調査資格者（建築部の敷地及び構造の点検に必要）
- ・建築設備検査資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）

9 特別産業廃棄物保管管理業務

特別産業廃棄物（P C B含有安定器）を保管しているため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日法律第65号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に基づき特別産業廃棄物保管責任者を選任し、必要に応じて関係書類等を関係官署へ届け出を行い、適切な業務を行うこと。

10 建築物環境衛生管理業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、有資格者を選任の上、空気環境測定（年6回）及び害虫生息調査（年6回）を実施すること。また、保健所への各種申請も併せて実施すること。

11 技術管理者業務

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月22日条例第215号）による技術管理者の業務を行うこと。また、同条例による地球温暖化対策計画書や基準排出量変更申請書等の提出に際しては、資料作成を含む技術的支援を行い、提出にも同行すること。

12 入退館 I Cカード発行等業務

厚生労働省担当者の指示に従い、入退館に係る I Cカードの発行等処理を行うこと。

（処理予定件数…年間およそ800件。）

13 各種保守点検業務及び庁舎内整備工事等の調整・支援業務

本仕様書に基づく各種保守点検業務について、その結果を必要に応じて官公庁に届出するとともに、点検内容を把握・整理し、不具合等の改善が必要な場合には、そのための調整や業務支援を行うこと。

また、本仕様書に係る業務以外であっても、次に示す工事に必要な情報（図面、容量等資料）について把握・整理し、関係各者との調整や業務支援を行う

こと。工事後はその結果を関係各者と調整のうえ資料に反映させ管理すること。

- (1) 電源工事（分電盤情報含む）
- (2) 電話工事
- (3) ネットワーク工事

1 4 庁舎関連資料の整理・保管等

庁舎関連資料（各種届出書・図面・設備監視データ等）を整理・保管し、当該資料のリストを作成すること。また、本仕様書における各業務で作成された資料は、厚生労働省に帰属するものとする。

1 5 電算システムの導入・設置に係る業務支援

電算棟電算室への電算システム導入・設置に係る次の業務を行うこと。

- (1) 各電算室の許容電力（分電盤の配置及びコンセント配置状況を含む）及びサーバの設置状況（レイアウト、熱量、電力量等）を把握し、関連資料を作成・報告・管理すること。
- (2) 当庁舎の電算システムは今後増設・更改が繰り返し実施されるため、増設・更改検討に際し、設置条件の面で必要な助言・支援をその都度行うこと。
- (3) 電算システム増設・更改の導入・設置時にはサーバ設置業者他関係各者との連絡・調整を行い、必要な指示・助言を行うこと。

設 備 管 理 基 準

運 転 監 視 業 務

電 気 設 備 点 検 基 準

空 気 調 和 設 備 点 検 基 準

給 排 水 衛 生 設 備 点 検 基 準

消 防 設 備 点 検 基 準

厚生労働省上石神井庁舎

運 転 監 視 業 務

(1) 電 気 設 備

項 区 分	作 業 項 目	備 考
特別高圧受電 設備・高圧配電 設備 【電算棟・事務 棟】	① 設備の運転及び操作 ② 監視盤、操作盤及び受配電の計器による電圧、電流、周波数、力率の監視記録、異常の有無確認 ③ 同上盤の信号灯、表示灯の良否確認 ④ 自動記録装置（端末装置も含む）の作動確認、良否確認 ⑤ 高圧受電盤、コンデンサ盤、低圧電灯盤、低圧動力盤、変圧器盤	中央監視盤のあるところ及び分散設置のところも含めて運転状況の確認を行う。 遮断器、L S、E Gなどの操作用エネルギー源であり運転状況を確認する必要あり
蓄電池・整流器 【電算棟】	① 蓄電池用整流装置の運転状態の確認	蓄電池は各種継電器、警報設備等重要な装置の動作電源である場合が多く、常に最良の状態に維持するよう確認する必要がある。
ガスタービン 発電装置 【電算棟】	① 装置の運転及び操作 ② 常用電源とE Gの切り替え表示灯の表示の確認 ③ 燃料の供給状態の確認	非常用予備電源であるE Gは常時待機の状態であり、最小限左記事項を監視確認する必要がある。
分電盤・動力制御盤 【電算棟・事務棟】	① 計器の動作及びスイッチ操作 ② 開閉操作の確認	負荷設備の根元であるので配慮する。
照明器具 【電算棟・事務棟】	① 器具の点滅の操作 ② 点灯の確認及び明るさの確認 ③ 自動点灯状況の確認及びタイマー設定状態の管理	ビルの主要負荷設備の運転状況の確認であり、巡回時などに対応する。
電気時計 【電算棟・事務棟】	① 電源電圧確認 ② モニタ指針の確認 ③ 子時計指針の確認	ビル内の標準時刻を維持することは、事務棟・電算棟は特に重要な事項である。
拡声装置 【電算棟・事務棟】	① 電源装置の表示灯電圧、電流の確認	館内の一般放送のほか、非常放送も兼ねる場合が多く防災の見地からも最小限確認する必要がある。
信号設備 【電算棟・事務棟】	① 電源装置の表示灯電圧、電流の確認 ② 機器相互間の正常運転表示の確認。	信号装置も種々のものが少なくとも設備されているのは比較的重要な施設のはずであり、動作電源の確認は必要と考えられる。

運 転 監 視 業 務

(2) 空 気 調 和 設 備

項 区 分	作 業 項 目	備 考
パッケージ型 空調機・室内機 関係 【電算棟・事務 棟】	<ul style="list-style-type: none"> ① 機器の運転及び操作 ② 各指示計器による動作確認 ③ 高圧、低圧、圧力の確認 ④ 圧縮機電流、送風機電流確認 ⑤ 警報表示灯の確認 	適正なサービスを維持するための関連機器の運転状態の確認
パッケージ型 空調機・室外機 関係 【電算棟・事務 棟】	<ul style="list-style-type: none"> ① 送風機の異音、異臭等の確認 ② フィンコイルの汚損、目詰まりの確認 ③ 送風機羽根の振動等の確認 ④ 冷媒配管ガス漏れの確認 	適正なサービスを維持する為の関連機器の運転状態の確認
パッケージ型 空調機その他 【電算棟・事務 棟】	<ul style="list-style-type: none"> ① 警報作動の確認 ② 床下温湿度、吸い込み温度確認 ③ 運転時間の確認 ④ ドレン板腐蝕状況の確認 ⑤ 送風機振動等の確認 	適正なサービスを維持する為の関連機器の運転状態の確認

運 転 監 視 業 務

(3) 給 排 水 設 備

区 分	作 業 項 目	備 考
受水槽・給水栓・ボールタップ・配管 【電算棟】	① バルブ開度の適否の監視確認 ② 量水器による使用状態の監視確認 ③ 配管水漏れの確認 ④ 残留塩素の測定	衛生観点から対象設備の稼働状況を確認
消火水槽・ボールタップ 【事務棟】	① バルブ開度の適否の監視確認 ② 量水器による使用状態の監視確認 ③ 配管水漏れの確認	衛生観点から対象設備の稼働状況を確認
ポンプ制御盤 【電算棟】	① 機器の運転及び操作 ② 動作時の電流、電圧、圧力、の適否確認 ③ 高水位、低水位警報ランプの作動確認 ④ 運転作動の確認	衛生原動機の確認
汚水槽・排水槽・各種栓 【事務棟】	① 配管等の水漏れの有無確認 ② 排水状況の良否確認	衛生システムの確認のため
・汚水管路・排水管路 【事務棟】	① 排水管路の詰まり、排水状況の良否確認	
電気湯沸かし器 【電算棟・事務棟】	① 損傷及び水栓からの水漏れの確認	水漏れから漏電事故防止上留意する必要がある
油タンク 【構内】	① 火気安全の確認 ② 油量の確認 ③ 漏油の確認	消費量の確認と安全の確認

運 転 監 視 業 務

(4) 管 理 業 務

項 区 分	作 業 項 目	備 考
電気関係 【電算棟・事務棟】	① 管理計画の作成 ② 電力消費情報（記録）の分析とこれに対する措置（調整・操作） ア 最大電力の制御（負荷調整） イ 電源電圧の制御（変圧器タップ等の調整） ウ 力率調整（進相コンデンサの調整） エ 負荷率の検討と処置 ③ 運転開始及び終了時の機器類の異常の有無 ④ 電力会社との受電業務上の連絡 ⑤ その他運転に関する業務	
空調関係 【電算棟・事務棟】	① 管理計画の作成 ② 室内環境条件（温度、湿度、気流粉塵等）の情報分析とこれに対する措置 ア 熱源機器、空調機、ポンプ等の台数制御 イ 熱効率を検討し対処する ウ 使用エネルギー及び資源等の供給機関との業務上の連絡と対応 ③ 運転開始及び終了時の機器装置の異常の有無確認 ④ その他運転に関する業務	
給排水関係 【電算棟・事務棟】	① 管理計画の作成 ② 使用水量の情報（記録）の分析とこれに対する措置 ③ 排水監視装置の作動状況の確認（電極棒、ポンプ） ④ その他運転に関する業務	
一般事項 【電算棟・事務棟】	① 従業員の技能、安全、衛生、に関する教育の計画と実施 ② 関係機械、消耗品、什器、備品等の保管出納の業務 ③ 関係官庁、その他の機関に対する所手続き、その他の事務 ④ 管理、業務状況報告書の作成 特記事項 ① エネルギー管理員選任業務 エネルギー管理員の選任届を行い、必要に応じて関係書類等を関係官署へ届けるものとする。 ② 省エネ法に基づくエネルギー管理員の職務を正常かつ円滑な管理に努めること。 ③ 円滑な管理を行うために、委託者は管理員に協力し、指示に従うこと。	

電 気 設 備 点 検 基 準 表
(日 常 巡 視 点 検)

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期			
		日	週	月	年
真空遮断器・断 路器 【電算棟・事務 棟】	① 引き出し機構部に異常がないか点検 ② 動作回数の点検 ③ 表示灯の点検 ④ 碍子外観上異常がないか点検 ⑤ 接続状態、本体表示等の点検			○	
変圧器（乾式変 圧器） 【電算棟・事務 棟】	① 異音、異臭、振動の点検 ② 外箱の汚損、錆、油漏れ有無の点検 ③ 変圧器温度測定及び適否の確認 ④ 冷却ファンの点検 ⑤ ガス圧力計の指示確認（特別高圧用変圧器）	○		○	
電力用コンデン サ 【電算棟】	① 外箱の汚損、損傷、腐蝕、油漏れ有無の点検 ② 異音、異臭の有無の点検 ③ 碍子の汚損、損傷の有無の確認			○	
計器用変成器 【電算棟・事務 棟】	① 外部の汚損、損傷、破損、発錆の有無の点検 ② 異音、異臭の点検			○	
計器用変流器 【電算棟・事務 棟】	① 外部の汚損、損傷、破損、発錆の有無の点検 ② 異音、異臭の点検			○	
電力ヒューズ 【電算棟・事務 棟】	① 保護筒汚損、損傷、腐蝕、の点検 ② 碍子の汚損、損傷の有無の点検 ③ 端子部の過熱、緩みの有無の確認			○	
受電盤・配電盤 【電算棟・事務 棟】	① 外観の汚損、損傷の有無の点検 ② 信号灯、表示灯の点灯確認 ③ 各計器指示値確認、記録			○	

電 気 設 備 点 検 基 準 表
(日 常 巡 視 点 検)

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期			
		日	週	月	年
継電器 【電算棟・事務棟】	① カバー汚損の有無の点検 ② ターゲット表示確認			○	
分電盤及び操作盤 【電算棟・事務棟】	① 外観の汚損、損傷の点検 ② 各器具点検 ③ スイッチ位置、表示灯の状態確認			○	
特別高圧受電設備・高圧配電設備 【電算棟・事務棟】	① 外観、変形、ひび割れ、脱落、緩み、腐蝕、錆、漏れ等の外部点検 ② 振動、音響、温度、臭気等の点検 ③ パイロット、計器の付属品、異物侵入等の点検 ④ 各キュービクル施錠状態 ⑤ 特高操作盤キー位置及び保管状態確認			○	
中央監視 制御装置 【電算棟】	① 外観の汚損、損傷の有無の点検 ② 信号灯、表示灯の点検確認 ③ 中央監視盤、中継装置、各種検出部の点検手入れ			○	
非常用発電設備 【電算棟・事務棟】	① 潤滑油量及び汚れの適否の点検 ② 振動、異音、異臭の有無の点検 ③ 電圧、周波数、回転数、の確認 ④ 燃料小出し槽点検及びストレーナ点検			○	
蓄電池 【電算棟・事務棟】 自家発電機 非常照明 受変電操作用 UPS用	① 端子部の緩みの点検、締め付け ② 架台の損傷、腐蝕の有無の点検 ③ 電圧測定、記録 ④ 充電電圧の適否の確認 ⑤ 充電電流の適否の点検 ⑥ 充電用操盤の点検			○	
電動機その他回転機 【電算棟・事務棟】	① 異常振動、異音、異臭、過熱、亀裂の有無の点検 ② 油量の適否の点検、注油 ③ オイルリング回転状態の全体に亘る適否の点検			○	

電 気 設 備 点 検 基 準 表
(日 常 巡 視 点 検)

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期			
		日	週	月	年
屋外制御盤・外灯・ゲート制御盤 【電算棟・事務棟】	① ブレーカ、電磁開閉器損傷の有無 ② モータ収容箱の損傷内部の点検 ③ 唸りの有無の点検			○	
照明設備 【構内・電算棟・事務棟】	① 照明器具の汚損、変色、錆、変形、異臭の点検 ② 管球の交換 ③ グローランプの交換 ④ 照度測定 ⑤ 安定器の交換			○	
放送アンプ電気時計 【電算棟・事務棟】	① 館内スピーカ、アンプの点検 ② デジタル時計、アナログ時計、点検及び調整 ③ 試験的に放送設備により、放送が出来るか確認			○	

空 気 調 和 設 備 点 検 基 準 表
(日 常 巡 視 点 検)

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期			
		日	週	月	年
送風機及び排風機 【電算棟・事務棟】	① 電動機の異常の有無の点検 ② 規定電流及び正常運転の確認 ③ 羽根車ケーシングの汚れの点検 ④ 振動、異音の有無、ボルトの緩みの点検 ⑤ 錆、腐蝕の点検 ⑥ 駆動用ホイール軸取り付け状態の点検 ⑦ 駆動用Vベルトの伸張度の点検 ⑧ 軸受け温度並びに給油状態の点検 ⑨ 潤滑油の老化の点検			○	
				○	
				○	
				○	
				○	
				○	
				○	
				○	

給排水衛生点検基準表
(日 常 巡 視 点 検)

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期			
		日	週	月	年
電気温水器 【電算棟】	① 湯温、燃焼、排気状態の確認 ② 煤の付着状態の点検 ③ 水漏れの点検 ④ タイマーの動作（設定）状態確認			○	
洗面器 【電算棟・事務棟】	① 亀裂、破損、取り付け緩み点検 ② 水栓及び接合部等からの水漏れの点検 ③ 排水状態の点検			○	
シスタック・フラッシュバルブ 【電算棟・事務棟】	① 詰まり、汚れの点検 ② 作動の確認 ③ 水量調整 ④ 水漏れの点検			○	
小便器及び大便器 【電算棟・事務棟】	① 亀裂、破損の点検 ② 水漏れの点検 ③ 排水状態の点検 ④ センサーの確認			○	
排水管 【電算棟・事務棟】	① 水漏れの点検 ② 排水状態の確認			○	
受水槽・副受水槽 【電算棟】	① 槽内の堆積物及び汚れの点検 ② 警報装置の作動確認 ③ 発錆及び損傷の点検			○	
湧水槽 【電算棟】	① 槽内の汚れ、沈積物、浮遊物の点検 ② 警報装置の作動確認 ③ 昆虫の発生状態の点検			○	

給排水衛生点検基準表
(日 常 巡 視 点 検)

機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期			
		日	週	月	年
雑排水槽・汚水 槽 【電算棟】	① 槽内の汚れ、沈積物、浮遊物の点検 ② 警報装置の作動確認 ③ 昆虫の発生状態の点検			○ ○ ○	
排水枺 【構内】	① 枺内の沈積物及び汚れの点検 ② 昆虫の発生状態の点検			○ ○	
揚水ポンプ 【電算棟】	① 圧力、電流値及び作動確認 ② 異音、振動の点検 ③ フート弁の起動確認 ④ グランドからの水漏れの確認 ⑤ 注油 ⑥ カップリングの点検			○ ○ ○ ○ ○ ○	
汚水ポンプ・排 水ポンプ 【電算棟】	① 圧力、電流値及び作動確認 ② 異音、振動の点検 ③ フート弁の機能点検 ④ 絶縁抵抗の測定			○ ○ ○	○
動力・消防用ポン プ 【電算棟・事務 棟】	① 圧力、電流値及び作動確認 ② 異音、振動の点検 ③ フート弁の機能点検 ④ グランドからの水漏れの点検 ⑤ 注油 ⑥ 自動制御装置点検（フローレススイッチ等）			○ ○ ○ ○ ○ ○	
消火用水源検針 【電算棟・事務 棟】	① 関係水槽の水量確認 ② 水漏れ、排水状態の確認 ③ 上、水受水量の検針			○ ○ ○	

消 防 設 備 点 検 基 準 表
(日 常 巡 視 点 検)

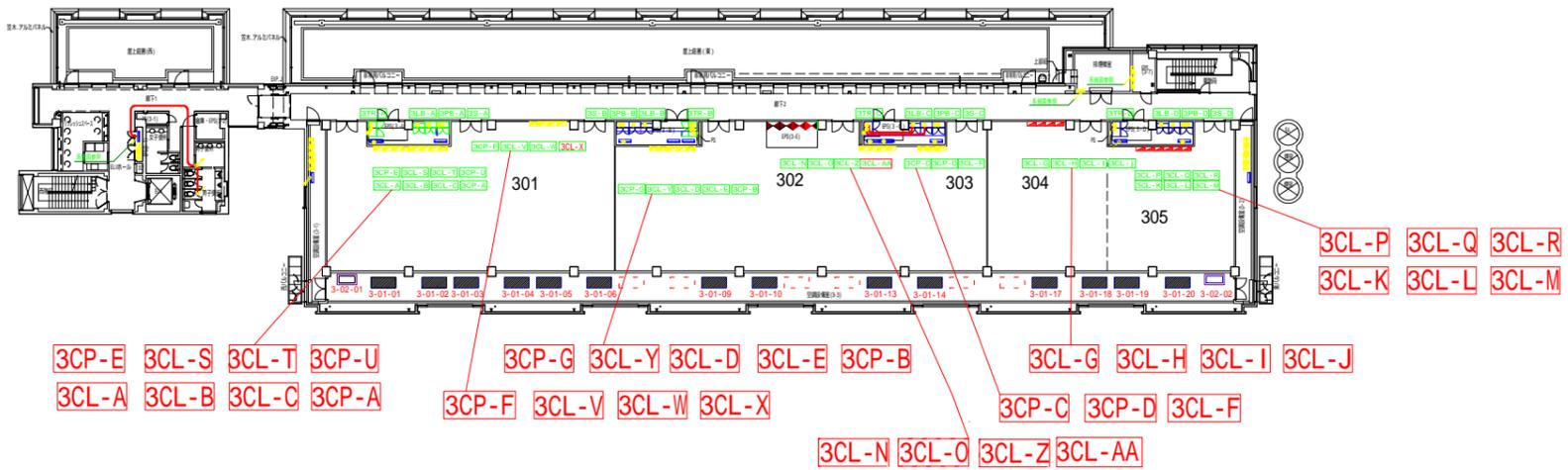
機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期			
		日	週	月	年
火災報知設備受信機 【電算棟・事務棟】	① 電圧、表示灯の点検 ② 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないかの確認 ③ 感知器の破損、変形、脱落はないか確認			○	
非常ベル 【電算棟・事務棟】	① 表示灯は点灯しているか確認 ⑤ 操作上障害となるものはないか確認 ③ 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等ないかの確認			○	
消火器 【電算棟・事務棟】	① 設置場所においてあるか確認 ② 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐蝕等がないか確認 ③ 安全栓が外れていないか、安全栓の封が脱落していないか確認 ④ ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか確認			○	
誘導灯 【電算棟・事務棟】	① 設置位置に不適正になっていないか確認 ② 誘導灯の周囲には、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか確認 ③ 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなくかつ適正な取り付け状態であるか確認 ④ 不点灯、ちらつき等がないか確認の上、内蔵蓄電池による点灯も確認			○	
屋内消火栓 【電算棟・事務棟】	① 使用上の障害となる物品はないか確認 ② 消火栓扉は確実に開閉できるか確認 ③ ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか確認			○	

消 防 設 備 点 検 基 準 表
(日 常 巡 視 点 検)

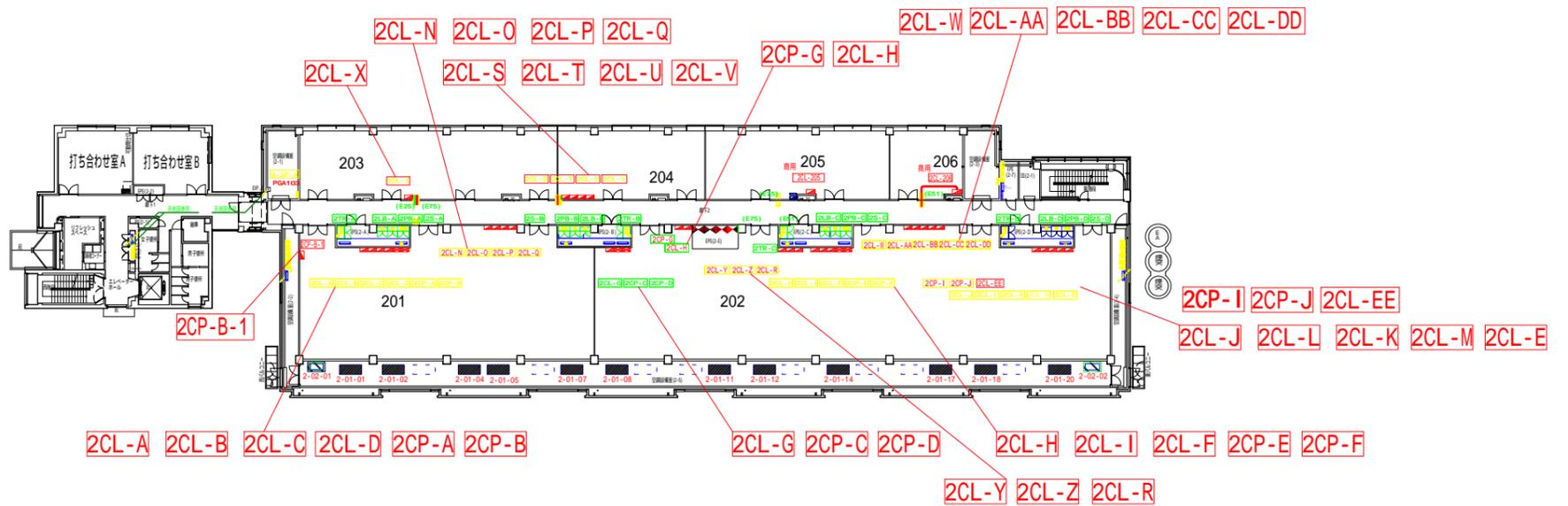
機 器 名	作 業 項 目	点 検 周 期			
		日	週	月	年
消防用ポンプ 【電算棟・事務棟】	① 常置場所の周囲に、使用の障害となるものはないか確認 ② 配管部ボルトの緩み、圧力等異常はないか確認 ③ ポンプベースにひび割れ等がないか確認 ④ 性能試験の実施			○	
不活性ガス（窒素ガス）消火設備 【電算棟】	① 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱い方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか（手動式起動装置）確認 ② 手動式起動装置の直近の見易い箇所に「不活性ガス（窒素ガス）消火設備」の表示が設けてあるか確認 ③ スピーカ及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないかの確認			○	
連結送水管 【電算棟】	① 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか又送水活動に障害となるものがないか確認 ② 送水口に変形、損傷、著しい腐蝕等がないか確認 ③ 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか確認 ④ 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐蝕等がなく、扉の開閉に異常がないか確認			○	
消防用水槽 【電算棟・事務棟】	① 地下式の防火水槽、水量が著しく減少していないか確認			○	
防火排煙設備 【電算棟】	① 外観の変形、損傷、汚損がないか確認			○	

電算棟電算用分電盤・空調機配置図

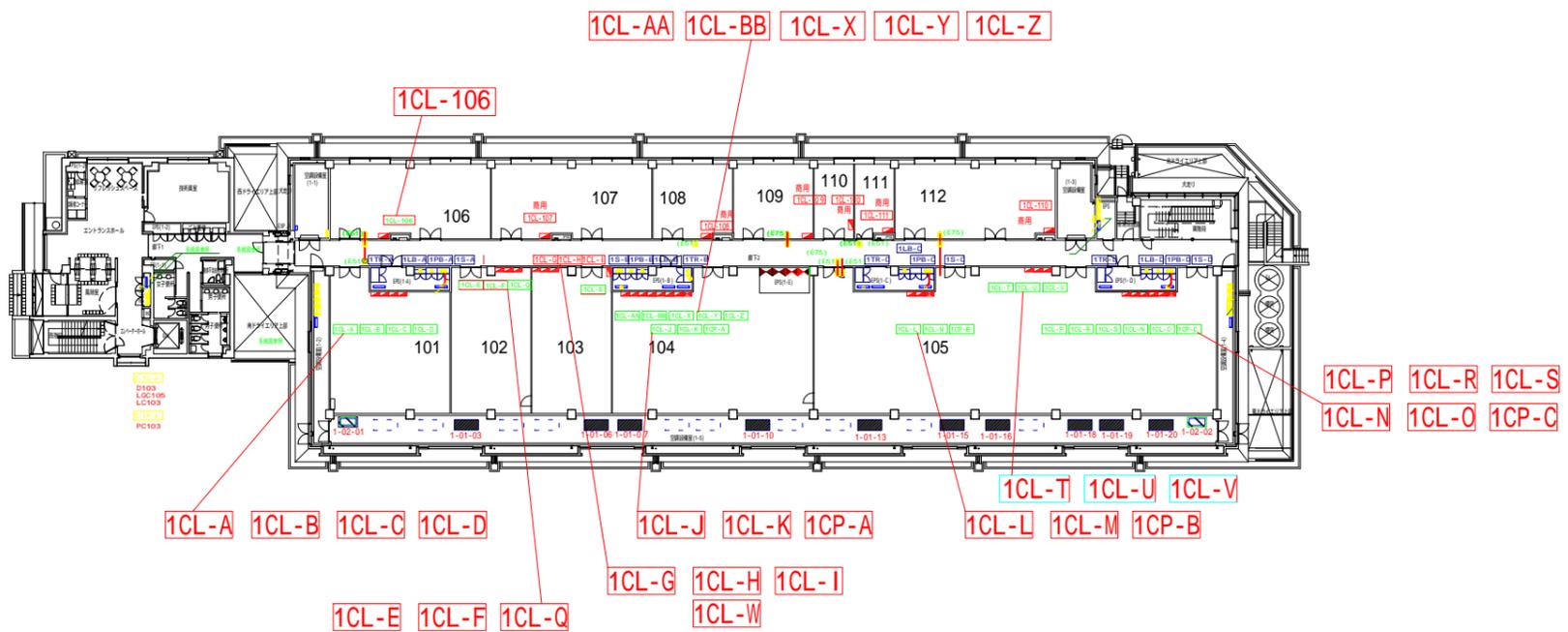
2014.8



3階平面図



2階平面図



1階平面図

1 件名

空調機器保守管理業務

2 業務内容

受託者は、当該空調機に対し定期的に巡回をし、点検、給油、調整等を行い、機器の正常な稼働に必要と判断される場合には、機器の修理又は部品の交換等を実施するものとする。

3 契約期間

平成28年4月1日 から 平成31年3月31日 まで

なお、点検の日程については、厚生労働省と調整の上、決定する。

4 保守対象機器

(1) 電算用空調機器

①作業場所

東京都練馬区上石神井4丁目8-4 厚生労働省上石神井庁舎電算棟

(各機器の設置場所等は別添1のとおり)

②作業回数

(イ) 冷房点検(室内機) 年2回。

(ロ) 室外機点検 年2回。

(ハ) 室外機の洗浄 年1回(薬品洗浄)。

(ニ) 故障に基づく点検・修理 随時。

③作業内容

(イ) 室内機48台

室内機本体 … 内外部点検及び清掃

ドレンパイプ、ドレンパンの詰まり点検

送風機 … 異音及び振動の点検(振動値測定を実施)

羽根車の清掃及び損傷の点検

プーリー及びVベルトの点検(Vベルト交換は空調機点検に含む) 赤ベルト。

軸受部点検及び給油(グリスアップ)

熱交換器 … 冷却コイルフィンの清掃及び損傷の点検

再熱コイルフィンの清掃及び損傷の点検

(ロ) 加湿器48台

加湿器本体 … 汚れの点検及び清掃

シリンダー交換は空調機点検に含む。

冷媒配管 … ガス漏れの点検(防熱施工部分は除外する)

制御弁類の作動点検

エアフィルター … エアフィルターの損傷点検(再使用が可能な場合)

制御盤 … 電磁開閉器点検
 保安装置の作動点検
 電圧・絶縁抵抗及び電流の測定
 補助リレー類の点検
 配線端子類のゆるみ点検

(ハ) 室外機 93台

室外機本体 … 内外部点検
 送風機 … 異音及び振動の点検
 プロペラファンの清掃及び損傷点検
 熱交換器 … コイルフィンの清掃及び損傷点検
 コイルフィンの薬品洗浄
 冷媒配管 … ガス漏れの点検 (防熱施工部分は除外する)
 制御弁類の作動点検
 制御盤 … 電磁開閉器点検
 保安装置の作動点検
 電圧・絶縁抵抗及び電流の測定
 補助リレー類の点検
 配線端子類のゆるみ点検
 圧縮機 … 運転音及び振動の点検
 運転圧力の点検

(2) 汎用空調機器 (電算棟)

①作業場所

東京都練馬区上石神井4丁目8-4 厚生労働省上石神井庁舎電算棟
 (各機器の設置場所等は別添2のとおり)

②作業回数

(イ) 冷房点検 (室内機) 年1回。
 (ロ) 暖房点検 (室内機) 年1回。
 (ハ) 室外機点検 年2回。
 (ニ) 室外機の洗浄 年1回 (薬品洗浄)。
 (ホ) 故障に基づく点検・修理 随時。

③作業内容

(イ) 室内機 52台

室内機本体 … パネルの点検及び清掃
 リモコンスイッチ … リモコンスイッチ作動確認
 エアフィルター … フィルターグリル損傷点検
 フィルターの損傷点検及び清掃
 ドレン系統 … ドレンパン、ドレンパイプの汚れ・水漏れ点検 (ドレスアップ
 型はポンプ作動確認、ドレンパンは目視確認)
 ドレンパン通水テスト (通水可能機器のみ)
 熱交換器 … 熱交換コイル汚れ及び損傷の点検 (天井隠蔽型は除く)

(ロ) 軸流送風機 6 6 台

- 送風機本体 … 異音及び振動の点検（振動値測定を実施）
羽根車の清掃及び損傷の点検
プーリー及びVベルトの点検（Vベルト交換は空調機点検に含む）赤
ベルト。
軸受部の点検及び給油

(ハ) 加湿器（装着機器のみ） 1 2 台

- 加湿器本体 … 汚れの点検清掃
水漏れ点検
シリンダー交換）は空調機点検に含む。
冷媒回路 … ガス漏れの点検（防熱施工部分は除外する）
制御弁類の作動点検
運転状態 … 吸い込み及び吐出温度測定点検

(ニ) 全熱交換器 1 5 台

- 電気系統 … 電圧・絶縁抵抗及び電流の測定
軸受 … 異音・振動の点検
羽根車 … 損傷・汚れの点検
炉材 … バキューム清掃又はブロアー清掃
マグネットスイッチ … 作動点検
配線端子類 … 緩み点検
フィルター … 点検及び清掃
本体内外部 … 清掃

(ホ) 室外機 4 0 台

- 室外機本体 … 内外部点検及び薬品洗浄
圧縮機 … 異音及び振動の点検
運転圧力及び温度の測定
熱交換コイル … 清掃及び損傷点検
冷媒管 … ガス漏れの点検（防熱施工部分は除外する）
四方弁点検
ストレーナ点検
制御盤 … マグネットスイッチ作動点検
電圧・電流・絶縁の測定
リレー類作動点検（プリント基板は除く）
配線端子類の緩み点検

(3) 汎用空調機器（事務棟）

①作業場所

東京都練馬区上石神井 4 丁目 8 - 4 厚生労働省上石神井庁舎事務棟
（各機器の設置場所等は別添 3 のとおり）

②作業回数

(イ) 冷房点検（室内機） 年 1 回。

- (ロ) 暖房点検（室内機） 年1回。
- (ハ) 室外機点検 年2回。
- (ニ) 室外機の洗浄 年1回（薬品洗浄）。
- (ホ) 故障に基づく点検・修理 随時。

- (イ) 全熱交換器の点検 年4回
- (ロ) フィルター清掃 年4回
- (ハ) ドレンパン清掃 年2回

③作業内容

(イ) 全熱交換器37台の点検

- 電気系統 … 電圧・絶縁抵抗及び電流の測定
- 軸受 … 異音・振動の点検
- 羽根車 … 損傷・汚れの点検
- 炉材 … バキューム清掃又はブロアー清掃
- マグネットスイッチ … 作動点検
- 配線端子類 … 緩み点検
- フィルター … 点検
- 本体内外部 … 清掃

(ロ) フィルター清掃

- 天井カセット型室内機 50台
- 天井カセット型全熱交換器 8台
- 天井埋込型全熱交換器 29台

(ハ) ドレンパン清掃

- 天井カセット型室内機 50台

5 特記事項

(1) 下記費用は当該保守業務に含まれないものとし、要する費用については別途支払う事とする。

- ① 摩耗又は故障等による部品交換の際の部品費用(ただし加湿器のシリンダーを除く)。交換に要する作業に要する費用は、原則当該保守業務に含まれるものとする。ただし、重大な故障に基づく場合の作業費の負担については、別途協議のうえ定めるものとする。
- ② 取扱い不良又は天災等不可抗力に起因する故障修理費用
- ③ 供給電源の変動に起因する故障修理費用
- ④ 空調機器の移動の際に生じた故障修理費用に係る
- ⑤ 機器のオーバーホール
- ⑥ 発錆部分の再塗装補修（軽微な補修塗装は保守業務に含む）
- ⑦ 保温材の補修及び交換の際の保温材費

6 その他

- (1) 受託者は、当該業務に関する作業実施計画を作成し、速やかに提出する。
- (2) 受託者は、次の場合、速やかに報告書を提出する。

- ① 4（1）、（2）に定める各種点検及び厚生労働省担当者から指示された業務が終了したとき
- ② 本仕様に基づく業務中に、事故が発生したとき
- ③ 本業務内容の実施が困難となる事情が発生したとき
- ④ 業務対象施設又は設備に異常又は危険な状態が生じたとき、並びにそれらの恐れがあるとき。

7 点検報告書

（1）点検結果について報告書を作成し、以下のとおり提出すること。

- ①紙媒体 2部
- ②電子媒体（CD-R） 1枚

電算機用空調機器一覧(別添1)

	記号	系 統	設置台数	製造業者	形 式	冷房能力	圧縮機	送風機 室内機	送風機 室外機	室外機(台)
電算系統設備パッケージ	ACP-B2-01	B2F UPS室	4	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	8
	ACP-B2-02		1	ダイキン工業	SVYCP224MR	20.0KW	5.7KW	1.5KW	0.75KW	1
	ACP-B2-05		1	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	2
	ACP1-01-01	1F 電算室	9	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	18
	ACP1-01-07		1	ダイキン工業	SVYCP560MR	50.0KW	14.4KW	5.5KW	1.5KW	2
	ACP1-02-01		2	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	4
	ACP2-01-01	2F 電算室	9	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	18
	ACP2-01-02		1	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	2
	ACP2-01-12		1	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	2
	ACP2-01-18		1	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	2
	ACP2-02-01		2	ダイキン工業	SVYCP450MR	40.0KW	12.0KW	3.7KW	0.75KW	2
	ACP3-03-01	3F 電算室	12	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	24
	ACP3-01-02		1	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	2
	ACP3-01-09		1	ダイキン工業	DSVP560MR	54.9KW	14.4KW	7.5KW	1.5KW	2
ACP3-02-01	2		ダイキン工業	SVYCP450MR	40.0KW	12.0KW	3.7KW	0.75KW	4	
電極式蒸気加湿器	HU-1	B2F UPS室及び1F、2F、3F電算室	36	ユーキャン	UC-NP832P	6.1KW	-	-	-	-
	HU-1	B2F UPS室及び1F、2F、3F電算室	5	ユーキャン	UC-ES4-832P	6.1KW	-	-	-	-
	HU-2	1F、2F、3F電算室	6	ユーキャン	UC-NP432P	3.0KW	-	-	-	-
	HU-2	BOF UPS室	1	ユーキャン	UC-ES4-832P	2.1KW	-	-	-	-

	記号	系統	製造業者	形式	冷房能力	暖房能力	圧縮機	送風機(室内)	送風機(室外)	台数	出力(KW)	相	電圧(V)	室外機(台)	
空冷式PAC	ACP-B2-03	受変電室	ダイキン工業	SZVCP560MR	50.0KW	-	14.4KW	5.5KW	1.5KW	6	-	-	-	12	
	ACP-B2-04	自家発電機室	ダイキン工業	FVYCP140M	12.5KW	-	3.2KW	0.75KW	0.35KW	2	-	-	-	2	
	ACP-B2-05	B201, 202, 205	ダイキン工業	FVYCP224MR	20.0KW	22.4KW	7.2KW	1.5KW	0.75KW	1	-	-	-	1	
	ACP-B2-06	B203, 204	ダイキン工業	FVYCP140M	12.5KW	10.0KW	3.2KW	0.75KW	0.35KW	1	-	-	-	1	
	ACP-B2-07	B207	ダイキン工業	FVYCP140M	12.5KW	11.0KW	3.2KW	0.75KW	0.35KW	1	-	-	-	1	
	ACP-B2-08	B208	ダイキン工業	FVYCP140M	12.5KW	10.0KW	3.2KW	0.75KW	0.35KW	1	-	-	-	1	
	ACP-B2-09	B206	ダイキン工業	FVYCP140M	12.5KW	10.2KW	3.2KW	0.75KW	0.35KW	1	-	-	-	1	
	ACP-B1-01	設備監視室	ダイキン工業	FVYCP280MR	25.0KW	28.0KW	5.7KW	1.5KW	0.75KW	2	-	-	-	2	
	ACP-1-03	106	ダイキン工業	FVYCP280MR	25.0KW	28.0KW	7.2KW	1.5KW	0.75KW	1	-	-	-	1	
	ACP-1-04	107	ダイキン工業	FVYCP280MR	25.0KW	28.0KW	7.2KW	0.75KW	0.75KW	1	-	-	-	1	
	ACP-1-05	108	ダイキン工業	FVYCP140M	12.5KW	14.0KW	3.2KW	0.75KW	0.35KW	1	-	-	-	1	
	ACP-1-06	109	ダイキン工業	FVYCP140MR	12.5KW	14.0KW	3.2KW	0.75KW	0.35KW	1	-	-	-	1	
	ACP-1-07	112	ダイキン工業	FVY280MR	25.0KW	28.0KW	7.2KW	1.5KW	0.75KW	1	-	-	-	1	
	ACP-2-03	204	ダイキン工業	FVYSP280MR	25.0KW	28.0KW	7.2KW	1.5KW	0.75KW	1	-	-	-	1	
	ACP-2-04	203	ダイキン工業	FVYCP280MR	20.0KW	22.4KW	5.7KW	1.5KW	0.75KW	1	-	-	-	1	
	ACP-2-05	203	ダイキン工業	FVYCP224MR	25.0KW	28.0KW	7.2KW	1.5KW	0.75KW	1	-	-	-	1	
	ACP-2-06	205	ダイキン工業	FVYCP450MR	40.0KW	45.0KW	12.0KW	3.7KW	0.75KW	1	-	-	-	1	
	ACP-2-07	206	ダイキン工業	FVYCP140M	12.5KW	14.0KW	3.2KW	0.75KW	0.35KW	1	-	-	-	1	
エアリウム	ACR-B1-01	B1F MDF室	ダイキン工業	RP63PT	5.0KW	-	1.6KW	0.15KW	0.15KW	1	-	-	-	1	
	ACR-1-01	110	ダイキン工業	FHYBP56P	5.0KW	5.6KW	1.6KW	0.15KW	0.15KW	1	-	-	-	1	
	ACR-1-02	111	ダイキン工業	FHYBP50P	4.5KW	5.0KW	1.5KW	0.15KW	0.15KW	1	-	-	-	1	
マルチパッケージエアコン	屋外機	ACP-B1-02	B1F 仮眠室	ダイキン工業	RSXP1140M	1.4KW	16.0KW	3.75KW	-	0.35KW	1	-	-	-	1
		ACP-1-08	エントランスホール	ダイキン工業	RSXP224M	22.4KW	25.0KW	5.7KW	-	0.75KW	1	-	-	-	1
		ACP-2-08	リフレッシュスペース	ダイキン工業	RSXP335M	33.5KW	37.5KW	8.7KW	-	0.75KW	1	-	-	-	1
		ACP-2-09	2F 打合せ室	ダイキン工業	RSXP140M	14.0KW	16.0KW	6.0KW	-	0.35KW	1	-	-	-	1
		ACP-3-03	3F 廊下2	ダイキン工業	RSXP280M	28.0KW	31.5KW	7.2KW	-	0.75KW	1	-	-	-	1
		ACP-3-04	3F 廊下2	ダイキン工業	RSXP280M	28.0KW	31.5KW	-	-	0.28KW	1	-	-	-	1
	屋内機	ACP-B1-02-01	B1F 休息室	ダイキン工業	FXYSP28M	2.8KW	3.2KW	-	0.05KW	-	1	-	-	-	-
		ACP-B1-02-02	B1F 宿直室	ダイキン工業	FXYSP28M	2.8KW	3.2KW	-	0.05KW	-	1	-	-	-	-
		ACP-B1-02-03	B1F 仮眠室	ダイキン工業	FXYSP28M	2.8KW	3.2KW	-	0.05KW	-	1	-	-	-	-
		ACP-1-08-01	1F エントランスホール	ダイキン工業	FXYMP45M	4.5KW	5.0KW	-	0.1KW	-	2	-	-	-	-
		ACP-1-08-02	1F 技術員室	ダイキン工業	FXYMP56M	5.6KW	6.3KW	-	0.1KW	-	1	-	-	-	-
		ACP-2-08-01	2F 廊下1	ダイキン工業	-	2.8KW	3.2KW	-	0.1KW	-	3	-	-	-	-
		ACP-2-08-02	2F リフレッシュスペース	ダイキン工業	-	7.1KW	8.0KW	-	0.1KW	-	1	-	-	-	-
		ACP-2-08-03	3F 廊下1	ダイキン工業	FXYCP28M	7.1KW	8.0KW	-	0.1KW	-	3	-	-	-	-
		ACP-2-08-04	3F リフレッシュスペース	ダイキン工業	FXYCP28M	2.8KW	3.2KW	-	0.1KW	-	1	-	-	-	-
		ACP-2-09-01	2F 打合せ室	ダイキン工業	FXYMP71M	7.1KW	8.0KW	-	0.1KW	-	2	-	-	-	-
		ACP-3-03	3F 廊下2 天井	ダイキン工業	FXYCP36M	3.6KW	4.0KW	-	0.02KW	-	4	-	-	-	-
		ACP-3-04	3F 廊下2 天井	ダイキン工業	FXYCP36M	3.6KW	4.0KW	-	0.02KW	-	4	-	-	-	-
全熱交換機	HEU-B2-01	B201~205	ダイキン工業	VASM-1000A	-	-	-	-	-	1	0.49	1	200	-	
	HEU-B2-02	B206~208	ダイキン工業	VASM-1000A	-	-	-	-	-	1	0.49	1	200	-	
	HEU-B1-01	設備監視室	ダイキン工業	VAM-350DM	-	-	-	-	-	1	0.181	1	200	-	
	HEU-B1-02	休憩室	ダイキン工業	VAM-250GH	-	-	-	-	-	1	0.172	1	200	-	
	HEU-1-01	106	ダイキン工業	VASN500A	-	-	-	-	-	1	0.2	1	200	-	
	HEU-1-02	107	ダイキン工業	VASN500A	-	-	-	-	-	1	0.2	1	200	-	
	HEU-1-03	108~111	ダイキン工業	VASN800A	-	-	-	-	-	1	0.41	1	200	-	
	HEU-1-04	112	ダイキン工業	VASN500A	-	-	-	-	-	1	0.2	1	200	-	
	HEU-1-05	技術員室	ダイキン工業	VAM250GH	-	-	-	-	-	1	0.107	1	200	-	
	HEU-2-01	203, 204	ダイキン工業	VASM500A	-	-	-	-	-	1	0.2	1	200	-	
	HEU-2-02	203	ダイキン工業	VASM800A	-	-	-	-	-	1	0.41	1	200	-	
	HEU-2-03	205	ダイキン工業	VASM500A	-	-	-	-	-	1	0.27	1	200	-	
HEU-2-04	206	ダイキン工業	VASM500A	-	-	-	-	-	1	0.145	1	200	-		
HEU-2-05	打合せ室	ダイキン工業	VAM250GH	-	-	-	-	-	2	0.192	1	200	-		
送風機類	送風機	FS-B2-02	受変電室	荏原汎用送風機	No.5SRM2	-	-	-	-	1	5.5	3	200	-	
		FS-B2-03	自家発電機室	荏原汎用送風機	No.4SRM3	-	-	-	-	1	3.7	3	200	-	
	消音ボックス付送風機	FS-1-01	電算室	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	2	0.15	3	200	-	
		FS-2-01	電算室	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	2	0.15	3	200	-	
		FS-3-01	電算室	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	2	0.15	3	200	-	
		FE-B2-07	便所	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.27	3	200	-	
		FE-B1-02	便所	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
		FE-B1-03	休憩室	荏原汎用送風機	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
		FE-B1-04	シャワー室	荏原汎用送風機	No.1SHUR	-	-	-	-	1	0.02	1	100	-	
		FE-1-01	エントランスホール	荏原汎用送風機	No.3LFO	-	-	-	-	1	0.27	3	200	-	
		FE-1-02	男子便所	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
		FE-1-03	女子便所	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
		FE-1-04	肢体不自由者用便所	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
		FE-1-05	給湯室	荏原汎用送風機	-	-	-	-	-	1	0.025	1	100	-	
		FE-2-02	男子便所	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
		FE-2-03	女子便所	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
		FE-2-04	倉庫	荏原汎用送風機	No.2LFU	-	-	-	-	1	0.025	1	100	-	
		FE-2-05	リフレッシュスペース	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
FE-3-01	男子便所	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-			
FE-3-02	女子便所	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-			
FE-3-03	倉庫	荏原汎用送風機	No.11/2 LFU	-	-	-	-	1	0.012	1	100	-			
FE-3-04	リフレッシュスペース	荏原汎用送風機	No.3LFU	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-			

	記号	系統	製造業者	形式	冷房能力	暖房能力	圧縮機	送風機	室外機	台数	出力(KW)	相	電圧(V)	室外機(台)	
消音ボックス付送風機	FS-B2-01	UPS室	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.27	3	200	-	
	FS-B2-04	消火設備室	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FS-B2-05	受水槽室	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FS-B2-06	消火ポンプ室	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FS-B2-07	諸室(庄)ブースターファン	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.27	3	200	-	
	FS-B1-01	B1F MDF室	荏原汎用送風機	No.1LFM2	-	-	-	-	-	1	0.005	1	100	-	
	FS-B1-02	免震エリア	荏原汎用送風機	No.5AIM	-	-	-	-	-	1	0.75	3	200	-	
	FS-PH-01	エレベーター機械室	荏原汎用送風機	2SMU5.5	-	-	-	-	-	1	0.5	3	200	-	
	FE-B2-01	UPS室	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.28	3	200	-	
	FE-B2-02	受変電室	荏原汎用送風機	No.7AIM	-	-	-	-	-	1	5.5	3	200	-	
	FE-B2-03	自家発電機室	荏原汎用送風機	No.6AIM	-	-	-	-	-	1	3.7	3	200	-	
	FE-B2-04	消火設備室	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B2-05	受水槽室	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.27	3	200	-	
	FE-B2-06	消火ポンプ室	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B2-08	ガス排気(B204)	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B2-09	ガス排気(UPS室)	荏原汎用送風機	No.6AIM	-	-	-	-	-	1	3.7	3	200	-	
	FE-B2-10	ガス排気(B205)	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B2-11	ガス排気(B208)	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B2-12	ガス排気(B203)	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B2-13	ガス排気(B206)	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B2-14	ガス排気(B207)	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B2-15	ガス排気(B202)	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B2-16	ガス排気(B201)	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B1-01	B1F MDF室	荏原汎用送風機	No.3LFM2	-	-	-	-	-	1	0.15	3	200	-	
	FE-B1-05	免震層	荏原汎用送風機	No.5AIM	-	-	-	-	-	1	0.75	3	200	-	
	FE-1-06	ガス排気(電算室)	荏原汎用送風機	No.6AIM	-	-	-	-	-	2	3.7	3	200	-	
	FE-2-06	ガス排気(電算室)	荏原汎用送風機	No.6AIM	-	-	-	-	-	2	3.7	3	200	-	
	FE-3-05	ガス排気(電算室)	荏原汎用送風機	No.6AIM	-	-	-	-	-	2	3.7	3	200	-	
	FE-PH-01	エレベーター機械室	荏原汎用送風機	No.2SMU	-	-	-	-	-	1	0.27	3	200	-	
	空気移送ファン	FD-B1-01	免震エリア	日清紡トレーデング	LF-SP2N	-	-	-	-	-	1	0.073	3	200	-
		FD-B1-02	免震エリア	日清紡トレーデング	LF-SP2N	-	-	-	-	-	1	0.073	3	200	-
		FD-B1-03	免震エリア	日清紡トレーデング	LF-SP2N	-	-	-	-	-	1	0.073	3	200	-
		FD-B1-04	免震エリア	日清紡トレーデング	LF-SP2N	-	-	-	-	-	1	0.073	3	200	-
		FD-B1-05	免震エリア	日清紡トレーデング	LF-SP2N	-	-	-	-	-	1	0.073	3	200	-
		FD-B1-06	免震エリア	日清紡トレーデング	LF-SP2N	-	-	-	-	-	1	0.073	3	200	-
		FD-B1-07	免震エリア	日清紡トレーデング	LF-SP2N	-	-	-	-	-	1	0.073	3	200	-
	機排煙	FSM-01	地下系統	荏原汎用送風機	No.9AEMH	-	-	-	-	-	1	15.0	3	200	-
FSM-02		地上系統	荏原汎用送風機	No.5 1/2 SRP3H	-	-	-	-	-	1	11.0	3	200	-	
加湿器	HU-3-1	B201~205	ユーキャン	UC-DC322NP	-	-	-	-	-	1	2.2	3	200	-	
	HU-3-2	B206~208	ユーキャン	UC-DC322NP	-	-	-	-	-	1	2.2	3	200	-	
	HU-3-3	108~111	ユーキャン	UC-DC322NP	-	-	-	-	-	1	2.2	3	200	-	
	HU-3-4	112	ユーキャン	UC-DC322NP	-	-	-	-	-	1	2.2	3	200	-	
	HU-3-5	106	ユーキャン	UC-DC322NP	-	-	-	-	-	1	2.2	3	200	-	
	HU-3-6	107	ユーキャン	UC-DC322NP	-	-	-	-	-	1	2.2	3	200	-	
	HU-3-7	203	ユーキャン	UC-DC322NP	-	-	-	-	-	1	2.2	3	200	-	
	HU-3-8	203, 204	ユーキャン	UC-DC322NP	-	-	-	-	-	1	2.2	3	200	-	
	HU-3-9	206	ユーキャン	UC-DC322NP	-	-	-	-	-	1	2.2	3	200	-	
	HU-4-1	設備監視室	ユーキャン	UC-DC-222NP	-	-	-	-	-	1	1.5	3	200	-	
	HU-4-2	設備監視室	ユーキャン	UC-DC-222NP	-	-	-	-	-	1	1.5	3	200	-	
	HU-4-3	205	ユーキャン	U-CDC-222NP	-	-	-	-	-	1	1.5	3	200	-	

	記号	系統	製造業者	型式	冷房能力	暖房能力	圧縮機	送風機(室内)	送風機(室外)	台数
エアコン	AC-1	1階守衛室	三菱電機	MPLZ-ERP40SBN	3.6KW	4.0KW	0.800KW	0.05KW	0.04KW	1
		1階宿直室	"	"	3.6KW	4.0KW	0.800KW	0.05KW	0.04KW	1
	AC-8	1階EPS	"							1
マルチパッケージエアコン	AC-2	1階北系	"	PUHY-P800SCM-E2	80.0KW	88.0KW	0.10KW × 2	-	0.35KW × 2	1
	AC2-1-a	1階庁務員室	"	PLFY-P45BM-E3	4.5KW	5.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC2-1-b	1階CIO補佐官室	"	"	4.5KW	5.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC2-2-a	1階徴収会議室	"	PLFY-P80BM-E3	8.0KW	9.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC2-2-b	1階診療室	"	"	8.0KW	9.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC2-3-a	1階センター会議室	"	PLFY-P90M-E3	9.0KW	10.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC2-3-b	1階玄関ホール	"	"	9.0KW	10.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC2-3-c	1階廊下中央	"	"	9.0KW	10.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC2-4-a	1階休憩室	"	PLFY-P112M-E3	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC2-5-a	1階 発送室	"	PLFY-P140M-E3	14.0kW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC-3	1階南系	"	PUHY-P800SCM-E2	80.0KW	88.0KW	0.10KW × 2	-	0.35KW × 2	1
	AC3-1-a	1階電話交換機室	"	PLFY-P45BM-E3	4.5KW	5.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC3-1-b	1階徴収事務室	"	"	4.5KW	5.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC3-2-a	"	"	PLFY-P80BM-E3	8.0KW	9.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC3-3-a	1階徴収端末室	"	PLFY-P90M-E3	9.0KW	10.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC3-4-a	1階徴収事務室	"	PLFY-P112M-E3	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC3-4-b	"	"	PLFY-P112M-E3	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC3-4-c	"	"	PLFY-P112M-E3	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC3-5-a	1階 発送室	"	PLFY-P140M-E3	14.0kW	16.0KW	-	0.120KW	-	1

	記号	系統	製造業者	型式	冷房能力	暖房能力	圧縮機	送風機(室内)	送風機(室外)	台数
マルチパッケージエアコン	AC-4	2階北系	三菱電機	PUHY-P1010SCM-E2	101.0KW	113.0KW	12.02KW×2	-	0.46KW×2	1
	AC4-1-a	2階共用会議室	"	PLFY-P112M-E3	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC4-1-b	"	"	"	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC4-1-c	2階センター最適支援業者	"	"	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC4-1-d	"	"	"	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC4-2-a	2階センター事務室	"	PLFY-P140M-E3	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC4-2-b	"	"	"	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC4-2-c	"	"	"	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC4-2-d	"	"	"	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC-5	2階南系	"	PUHY-P1010SCM-E2	101.0KW	113.0KW	12.02KW×2	-	0.46KW×2	1
	AC5-1-a	2階センター室長室	"	PLFY-P80BM-E3	8.0KW	9.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC5-2-a	2階センター事務室	"	PLFY-P112M-E3	11.2KW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC5-2-b	2階センター最適支援業者	"	"	11.2KW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC5-3-a	2階廊下	"	PLFY-P140M-E3	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC5-3-b	2階センター事務室	"	"	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC5-3-c	"	"	"	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC5-3-d	"	"	"	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC5-3-e	1階 発送室	"	"	14.0kW	16.0KW	-	0.120KW	-	1

	記号	系統	製造業者	型式	冷房能力	暖房能力	圧縮機	送風機(室内)	送風機(室外)	台数
マルチパッケージエアコン	AC-6	3階北系	三菱電機	PUHY-P1010SCM-E2	101.0KW	113.0KW	12.02KW×2	-	0.46KW×2	1
	AC6-1-a	3階エレベータホール	"	PLFY-P112M-E3	11.2KW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC6-2-a	3階労災事務室	"	PLFY-P140M-E3	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC6-2-b	"	"	PLFY-P140M-E3	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC6-2-c	"	"	"	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC6-2-d	"	"	"	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC6-2-e	"	"	"	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC6-2-f	"	"	"	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC-7	3階南系	"	PUHY-P1010SCM-E2	101.0KW	113.0KW	12.02KW×2	-	0.46KW×2	1
	AC7-1-a	3階労災室長室	"	PLFY-P80BM-E3	8.0KW	9.0KW	-	0.05KW	-	1
	AC7-2-a	3階会議室	"	PLFY-P112M-E3	11.2KW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC7-3-a	3階労災事務室	"	PLFY-P140M-E3	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC7-3-b	"	"	"	14.0KW	16.0KW	-	0.120KW	-	1
	AC7-3-c	"	"	"	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC7-3-d	"	"	"	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC7-3-e	"	"	"	11.2kW	12.5KW	-	0.120KW	-	1
	AC7-3-f	"	"	"	14.0kW	16.0KW	-	0.120KW	-	1

1 件名 自動扉及び門扉保守点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4丁目8-4
厚生労働省上石神井庁舎

3 履行日時

年1回。厚生労働省と調整の上、決定する。(10～11月の2日間を予定。)

4 業務内容

受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。

5 対象機器

(1) 自動扉 (事務棟・電算棟)

製造会社	型式	数量 (台)
日本自動ドア(株)	W (両引)	2
寺岡オート・ドアシステム(株)	SOV-100K (片引)	3
	SOV-200K (両引)	1

(2) 門扉 (構内)

	場所	開閉方式	機種	台数	付属機器
1	門扉南側	片引	GSL-1000	1台	—
2	門扉北側	片引	GSL-1000	1台	—

6 点検内容

(1) 自動扉

① ドア・サッシ部

- i. ドア本体の傷及びステッカーの有無。
- ii. ドア本体作動時の異音の有無。
- iii. ドアと無目の隙間が適正であることの確認。
- iv. 全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることの確認。
- v. ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることの確認。
- vi. ドアと枠の隙間が適正であることの確認。
- vii. ドア開閉時の床面との隙間が適正であることの確認。
- viii. ドアストッパーの取付け及び各ピボットの取付け状態の確認。

ix. 無目点検カバーの取付け状態。

②懸架部

- i. 吊戸車、ドア・ストローク、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷。
- ii. 踊り止めの隙間が適正であることの確認。
- iii. アームと駆動部の摩耗及び取付け状態。
- iv. 吊戸車及びストッパーの取付け状態。
- v. ハンガーレールの取付け状態。

③動力部・作動部

- i. 手動開閉の動作確認及び異音の有無。
- ii. エンジンケース蓋の取付け状態。
- iii. エンジンケース防水材の取付け状態。
- iv. エンジンの取付け状態。
- v. エンジンストッパーの取付け状態。
- vi. 駆動軸の変形の有無。
- vii. 防振ゴムの変形の有無。
- viii. 従動プーリの取付け状態を。
- ix. ベルト、チェーン、ワイヤの張り、摩耗及び取付け状態。

④制御装置

- i. 開閉速度及び開放タイマーの時間。
- ii. クッション作用の状態。
- iii. ドア位置検出スイッチの取付け状態。
- iv. 電源スイッチの作動状態。
- v. 制御装置の取付け状態。

⑤センサー部

- i. センサー、補助センサーの取付け状態及び作動状態。
- ii. センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無。

⑥電気回路

通常開閉動作及び反転動作。

(2) 門扉

①対象機器について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「平成 20 年版建築保全業務共通仕様書」第 2 編第 2 章「2.2.9 外部用自動ドア」記載の点検項目、点検内容に従って点検、調整、部品交換を行う。(部品代は別途)

主な点検項目

- ・ 検出装置－取付状態、補助光電センサーの機能
- ・ 駆動装置－モータの回転具合 異音、取付状態 変速ギヤの摩耗確認
- ・ 制御装置－開閉速度の測定及び調整、開放タイマの確認及び調整、非常停止センサーの動作確認

- ・ステンレス扉開閉部ーレールの汚れ、異音、磨耗
- ・建 具 部ー扉の建付け
- ・電 気ー配線結線状態 各操作スイッチの機能及び取付状態、絶縁抵抗、制御盤継電器の動作確認、制御回路、駆動モータ絶縁測定
- ・そ の 他ー総合動作 各ステッカー貼付け状態

(3) 点検資格者

対象機器の自動ドア装置の保守管理業務に精通した1級自動ドア施工技能士の資格を有する者を業務責任者とし、保守点検は自動ドア施工技能士（2級以上）が行うこととする。

(4) 調整及び測定方法

調整の基準となる数値及び測定方法は、全国自動ドア協会策定の「自動ドア安全ガイドライン（スライド式自動ドア編）」に準ずる。

7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
 - ① 紙媒体 2部
 - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、工事報告書に添付しなければならない。なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日から20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。

1 件名 消防用設備保守点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4 厚生労働省上石神井庁舎事務棟・電算棟

3 履行日時 厚生労働省と調整の上、決定する。

- ① 機器点検：年1回（6月を予定。）
- ② 総合点検：年1回（1月を予定。）
- ③ 超高感度煙検知システム点検：年1回（6月を予定。）

4 一般事項

(1) 受託者は、消防法（昭和23年法律第186号、以下「消防法」という。）など関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、消防法第17条の3の3の規定に基づき、下記の点検資格者が点検を実施すること。また、「資格免許の写し」を後記6（1）の期日までに、提出書類と共に提出すること。

- ① 消火器具設備・・・・・・・・「消防設備士甲又は乙種第6類」又は「消防設備点検資格者第一種」
- ② 自動火災報知設備・・・・「消防設備士甲又は乙種第4類」又は「消防設備点検資格者第二種」
- ③ 非常警報設備・・・・・・・・「消防設備士甲又は乙種第4・7類」又は「消防設備点検資格者第二種」
- ④ 誘導灯及び誘導標識・・・・「消防設備士甲又は乙種第4・7類」又は「消防設備点検資格者第二種」
- ⑤ 排煙設備・・・・・・・・「消防設備士甲又は乙種第4・7類」又は「消防設備点検資格者第二種」
- ⑥ 連結散水設備（屋内消火栓設備を含む。）
・・・・・・・・「消防設備士甲又は乙種第1・2類（屋内消火栓設備については第1類）」又は「消防設備点検資格者第一種」
- ⑦ 窒素ガス消火設備・・・・「消防設備士甲又は乙種第3類」又は「消防設備点検資格者第一種」
- ⑧ 非常用電源（自家発電設備）
・・・・・・・・「消防設備士甲又は乙種第4・7類」又は「消防設備点検資格者第一種」
- ⑨ 非常用電源（蓄電池設備）
・・・・・・・・「消防設備士甲又は乙種第4・7類」又は「消防設備点検資格者第一種」

(3) 受託者は、「作業申請及び駐車願」を作業従事者等が決定次第、事前に提出すること。

(4) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、仕様書による内容事項を誠実に守らなければならない。

(5) 本仕様書の各委託業務の内容は大要を示したものであり、受託者は本仕様書に記載されていない事項についても、庁舎の維持管理上必要な場合には双方協議のうえ実施すること。

(6) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、作業実施計画書をあらかじめ提出すること。

(7) 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5 点検業務

(1) 機器点検

機器の適正な配置、損傷の有無等外観からの確認及び簡易な操作による機器の機能の確認を行う。

点検業務の基準は、消防法第17条の規定に基づき、昭和50年消防庁告示第14号による防火対象物関係義務事項とし、点検設備機器等は別紙-1及び2のとおりとする。

(2) 総合点検

消防用設備等の全部又は一部を作動させ、総合的な機能を確認すること。

点検業務の基準は、消防法第17条の規定に基づき、昭和50年消防庁告示第14号による防火対象物関係義務事項とし、点検設備機器等は別紙-1及び2のとおりとする。

(3) 超高感度煙検知システム点検

① 外観点検

ア 超高感度煙警報盤

- 1) 周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないか確認する。
- 2) 外形の変形、損傷等がないか確認する。
- 3) 予備電源の外形の変形、損傷等がなく、鑑定マークが貼付されているか確認する。(内蔵型のみ)
- 4) 交流電源入力時、電圧計の指示が適正な範囲内にあるか確認する。
- 5) スイッチ注意灯が消灯しているか確認。(低位にあること)
- 6) 表示装置の汚損、名称の不鮮明な部分がないかどうか確認。
- 7) 断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認。
- 8) ヒューズ等の予備品及び回路図等が備えてあるか確認。

イ 検知器

- 1) ボックス及び検知部ユニット(フィルタ、吸引ファン、接続パイプ)の変形、損傷、脱落がないか確認。
- 2) 断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないか確認。

ウ サンプリング管

- 1) サンプリング管の変形、損傷、脱落がなく、サンプリング穴も目詰まりしていないか確認。

② 機能点検

ア 超高感度煙警報盤

- 1) スイッチ類の切替機能が正常か確認。
- 2) ヒューズ類は、損傷及び溶断等が無く、所定の種類及び容量を確認。
- 3) 継電器の脱落、端子の緩み、接点の損傷及び埃等の付着が無く、また作動させた時の機能が正常であることを確認する。
- 4) 表示灯は、スイッチ等の操作により点灯及び点滅することを確認すること。
- 5) 結線接続部に、断線及び端子等の緩みが無いことを確認する。
- 6) 接地部に、腐食及び断線等が無いことを確認する。
- 7) メンテナンスソフトにより、「警報テスト」、「故障テスト」及び「気流異常テスト」を行い各表示並びに音響が正常に作動することを確認する。

また、「音響停止スイッチ」を操作したとき音響が停止すること。

なお、「警報テスト」の時の音響鳴動は設定遅延時間後に鳴動することも合わせて確認

する。

- 8) 「試験スイッチ」の操作により、ディスプレイユニットの各表示が約1秒周期で点灯することを確認する。
- 9) 火災信号並びに異常信号が発生したとき、該当地区の信号が正しく警報され、「火災信号遮断」、「異常信号遮断」の操作により、各信号がそれぞれ遮断されること。
- 10) 盤面に設けられている全てのスイッチのいずれか一つでも正常監視状態でないとき、「スイッチ注意灯」が点灯すること。
- 11) 実装されているディスプレイユニット上の一つでも異常灯が点滅しているとき、スイッチ操作部の異常代表灯が点滅又は点灯すること。
- 12) センサ側で受話器を接続したとき、監視盤の電話灯が点滅し、監視盤で呼び出し音が鳴動すること。
また、監視盤側のプラグに電話ジャックを差し込んだとき、呼び出し音が止まり通話可能となること。

イ 検知器

- 1) 超高感度煙警報盤から供給されている電源電圧を測定し、電源供給電圧測定を行い、正常であることを確認する。
- 2) 加煙試験を行った場合、確実に作動し、かつ警戒区域の表示が適正であることを確認する。
また、加煙は発煙管を用いてセンサから一番遠い箇所の吸引穴から吸引をさせること。この際に警報盤に表示されるまでの時間（煙の管内輸送時間）60秒以内とすること。
- 3) メンテナンスソフトにより、「表示灯確認テスト」を行い、各センサの表示灯がすべて点灯することを確認する。

6 提出書類

- (1) 受託者は、作業日程表及び作業員名簿を作業日前7日以上前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書の書式等については、「5 業務の範囲」と同様「昭和50年消防庁告示第14号」に基づいたもので報告すること。
- (5) 実施報告書における部数等は、以下のとおりとする。
 - ① 紙媒体 2部
 - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (6) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、報告書に添付しなければならない。
なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (7) 点検作業最終日から20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

7 その他特記事項

- (1) 作業に当たっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に養生等行う。
- (2) 作業が終了したときには、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃すること。

- (3) 点検の結果、機能に異常又は劣化等がある場合には、とるべき必要な措置を実施報告書に記載すること。
- (4) この業務委託に使用する器具及び消耗機材は、受託者の負担とし、良質かつ適正なものを使用すること。
- (5) 作業工程において、受託者は庁舎管理者と打合せを行い、円滑に作業を進めること。特に屋内の点検に関しては作業時間の指定もあり得ますので、注意すること。
- (6) 作業日程の変更及び行程の変更等が生じた場合は、事前に委託者と協議し委託者の了解を得ること。
- (7) 本仕様書の条項に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない条項に関しては、委託者と協議の上決定する。

消防用設備機器点検内訳
(電算棟)

①消火器具設備		②自動火災報知設備		③非常警報設備		④誘導灯及び誘導標識		⑤排煙設備		⑥連結散水設備	
項目	数量	項目	数量	項目	数量	項目	数量	項目	数量	項目	数量
粉末式消火器(加圧式10型)	43本	複合受信機(GR型)	一面	制御盤・増幅器等(120W)	一面	避難口誘導灯	51台	複合受信機(GR型組み込み式)	一面	ポンプ	1組
強化液(消火器蓄圧式3型)	15本	中継器盤	1台	スピーカー回線(20回線)	1台	室内通路誘導灯	14台	防火戸	6台	制御盤	1台
		光電アナログ式スポット型感知器	68個	遠隔操作装置	2個	階段通路誘導灯	6台	防火シャッター	11台	流水検知装置	2個
		光電式スポット型感知器	239個	スピーカー	162個	配線点検・絶縁測定点検 (総合点検時のみ)	一式	排煙口	7台	補助散水栓	17台
		差動式スポット型感知器	1個	起動装置	1個			手動開放装置	7台	圧カスイッチ	2個
		定温式スポット型感知器	2個	配線点検・絶縁測定点検 (総合点検時のみ)	一式			排煙機及び起動盤	2面	連結散水ヘッド	128個
		表示灯	17個					配線点検・絶縁測定点検 (総合点検時のみ)	一式	呼水装置	一式
		発信機	17個							送水口	1基
		防排煙移報(121点)	一式							表示盤	一面
		消火栓起動装置連動点検	一式							一斉開放弁	2個
		非常放送連動点検	一式							配線点検・絶縁測定点検 (総合点検時のみ)	一式
		配線点検・絶縁測定点検	一式								
		常用電源点検	一式								
		予備電源点検	一式								

※ 消防設備等機器の機能について、仕様書「5 点検業務」に従って実施すること。

消防用設備機器点検内訳
(事務棟)

①消火器具設備		②自動火災報知設備		③非常放送設備		④誘導灯及び誘導標識		消火栓		自家発電設備	
項目	数量	項目	数量	項目	数量	項目	数量	項目	数量	項目	数量
粉末式消火器(加圧式10型)	11本	P型1級壁掛露出型受信機	一面	制御盤・増幅器等(60W)	一面	階段通路誘導灯	9台	屋内消火栓ポンプ制御盤	1台	設置状況	一式
強化液(消火器蓄圧式3型)	7本	煙式スポット型光電式非蓄積	10個	スピーカー回線(20回線)	1台	(1階4, 2階2, 3階3)		ジャッキホンプ制御盤	1台	自家発電装置	一式
		差動式スポット型感知器	52個	遠隔操作装置	2個	誘導標識	一式	配線点検・絶縁測定点検(総合点検時のみ)	一式	始動装置	一式
		定温式スポット型感知器	13個	スピーカー	52個	配線点検・絶縁測定点検(総合点検時のみ)	一式				
		表示灯	17個	起動装置	1個						
		発信機	6個	配線点検・絶縁測定点検(総合点検時のみ)	一式						
		消火栓起動装置連動点検	一式								
		非常放送連動点検	一式								
		配線点検・絶縁測定点検	一式								
		常用電源点検	一式								
		予備電源点検	一式								

※ 消防設備等機器の機能について、仕様書「5 点検業務」に従って実施すること。

窒素ガスポンベ



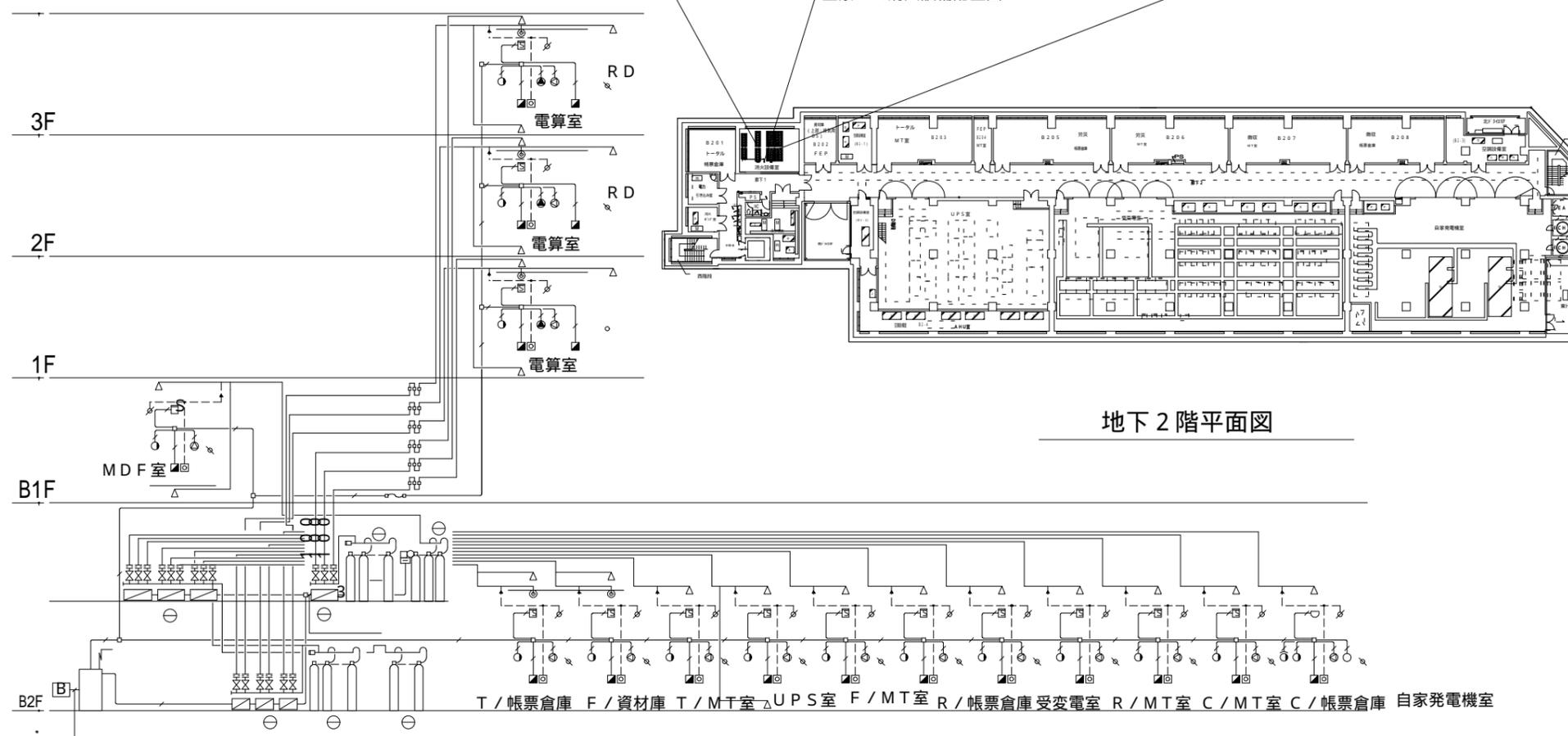
窒素ガス選択弁



窒素ガスポンベ



窒素ガス消火設備配置図



地下2階平面図

1 件名 エレベーター保守管理業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4 厚生労働省上石神井庁舎事務棟及び電算棟

3 委託期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日

4 業務内容

① 受託者は、毎月2回、以下それぞれのエレベーターに対し、フルメンテナンス契約による各部機構の全般的な給油、調整、調査を行う。

電算棟 ダイコー株式会社 DR-SHC
交流可変電圧可変周波数制御（インバータ方式）
人荷用昇降機（身体障害者用付加仕様付） ロープ式一般型
積載量 2000kg

事務棟 株式会社日立製作所（UAP-15-CO45、3stops）
交流可変電圧可変周波数制御（インバータ方式）
機械室レス常用エレベーター ロープ式一般型
積載量 1000kg

② 本業務は、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく地方条例及び「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日住防発第17号）」、「人事院規則10-4」又は「昇降機検査基準（JISA 4302）」に定めるところにより実施する。

③ 受託者はエレベーターに対し、人事院規則10-4第32条に基づく性能検査を10月に実施することとし、当該検査に立ち会うものとする。

④ 受託者はエレベーターに対し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条4項に基づく有資格者による点検を実施する。

⑤ 受託者は、年1回実施される電気設備点検時の停電の際に以下の作業を実施する。

（各年度全館停電日：毎年12月31日）

- i. 停電時のエレベーターの電源断
- ii. 停電後のエレベーターの電源投入
- iii. 停電後のエレベーターの正常稼働確認

5 修理・取替

本契約に基づく修理・取替対象は以下のとおりとする。

① 電動機及び電動発電機関係（巻線、メタル、刷子、ベアリング）

② 巻上機関係（ウォームギヤー、ウォームホイール、各メタル、スラストベアリング、オイルシール、シーブ）

③ 制動機関係（ブレーキコイル、ブレーキライニング、プランジャー、ロット、スリーブ）

④ 調速機関係（シャフト、ベアリング、プーリー、スイッチ、ピン、テンションウェイト）

⑤ フロアーコントローラ関係（レベルギヤー、ベアリング、ネジ棒、スライダ、セグメント、カム、プーリー、テンションウェイト）

⑥ 受電盤、制御盤、信号盤関係（計器類、リレー、コイル、フィンガー、コンタクトリード線、抵抗、ヒューズ、移相器、インバータユニット、マイコンユニット）

⑦ ワイヤロープ関係（主ワイヤロープ、ガバナロープ、セフティロープ、フロ

アローブ)

- ⑧ かが関係（運転操作ボタン、各スイッチ類、戸開閉装置、ドアハンガー、シュー、ガイドシュー、非常止め、ロック外し装置、照明、ランディングスイッチ、かが位置表示プリント板）
- ⑨ 昇降路関係（つり合いおもり、各スイッチ類、緩衝器、主レール）
- ⑩ 乗り場関係（戸レール、ハンガー、シュー、ドアロックスイッチ、押釦、表示灯）
- ⑪ 配線関係（一般配管配線、制御用ケーブル、フロアマイコン基盤、ジャック）
- ⑫ その他（インターホン、換気扇、保守に必要な油脂、各電池類、電灯用ランプ類、ウエス類）

※なお、以下の項目は対象外とする。

- ・ 塗装メッキ直し、かが床ゴムタイル・敷居、意匠部品の取替及び清掃
- ・ 故意及び不注意による破損の修理
- ・ 災害による故障及び破損等の修理

6 その他

- ① 受託者は、翌月の作業日程表及び作業員名簿を毎月25日までに委託者へ提出しなければならない。作業に当たっては、厚生労働省担当者の指示に従うこと。
- ② 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、委託者にその旨報告しなければならない。
- ③ 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- ④ 受託者は、契約期間中の作業実施計画を作成し、速やかに提出する。
- ⑤ 本仕様書に定めのない事項は、厚生労働省担当者と協議し、決定する。

- 1 件名 セキュリティ他遠隔保守管理業務
- 2 委託場所
東京都練馬区上石神井4丁目8-4
- 3 委託期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日
- 4 対象 別表-1のとおり

5 業務内容

受託者は、厚生労働省上石神井庁舎電算棟に設置された業務対象設備について、本仕様書に従い、次の業務を遂行する。

なお、業務遂行に当たっては、業務対象設備の使用状況に応じた各制御プログラムの設定、確認を行い、業務対象設備の事故発生防止及び故障の早期発見に努め、耐用年数の延長を図るものとする。

また、業務履行に当たっては、セキュリティシステムを活用した防犯レベルの高い施設の特徴から情報管理の徹底と安全対策を講じること。

(1) 遠隔点検業務

別表-1記載の機器について、中央監視装置(savic-netEV)と接続した構外の遠隔保守センターより遠隔方式により、毎日若しくは対応する周期に従い、機器の正常な稼動状態を監視するとともに、遠隔データセーブをした後に、以下の①から④の点検項目についてデータバックアップや稼動状態の解析をし、機器の異常の早期発見に努め、診断結果を定期的に報告する。

① 遠隔履歴データセーブ

毎日1回中央監視装置で蓄積された次のデータを遠隔保守センターで収集しサーバーに重要データを自動保存すること。また、厚生労働省担当者の要請に応じ、いつでも電子媒体に加工して提示できるようにすること。

ログイン・アウト情報/Ethernet通信状態/コリジョン検知/電源電圧の供給情報/メインコンソール周辺温度/バッテリー充電電圧/中央監視ポイント30分周期データ/中央監視ポイント60分周期データ/印字データ/メインコンソールエラー情報/コントローラーエラー情報/データ容量/バージョン情報/セキュリティ運用データ

② 遠隔ファイルセーブ

月1回中央監視装置及び出入制御装置・設備統合コントローラーに記録され蓄積された運用最新ファイルを遠隔保守センターで収集しサーバーに自動保

存し緊急時の迅速復旧が行えるようバックアップデータを確保すること。

③ 遠隔機能診断

月 1 回月末に当月データを解析し、遠隔機能診断による異常個所の有無や故障対処策の提案、対処履歴などを取りまとめ発注者に報告すること。

④ 制御動作点検

3 ヶ月に 1 回空調パッケージ制御コントローラーより 1 週間分の運転データを遠隔保守センターで収集し、解析サーバーにて解析した後診断し、動作不良箇所の指摘を行うこと。

(2) 臨場点検業務

① 点検周期及び保守項目

別表－1 記載の項目について、業務対象設備に臨場して、対応する周期に従い点検を実施する。点検の作業詳細については別表－2 記載の項目に対応するものを実施すること。

② 修理、交換等

①の点検の結果又は機器の耐用年数の延長を図るため、厚生労働省担当者の要請に応じて部品、消耗部品及び消耗品等の調整、修理、交換、補給を行う。

(3) カード発行業務補佐

月 1 回業務対象施設に技術員を出張させ、厚生労働省担当者の要請に応じ入館カードの登録に関する技術指導を実施すること。

(4) ネットワーク障害の遠隔確認

ネットワーク障害の発生を未然に防止するため、月 1 回業務対象施設に技術員を出張させ、遠隔保守センターで収集した前月の通信負荷状況をレポートにまとめ異常箇所の指摘又は正常確認結果を報告すること。

(5) 緊急保守業務

次の場合、受託者は、速やかに業務対象施設に技術員を急行させ、機器の調整、修理、交換、補給を行うこと。

① (1) 及び(2)の点検結果により必要が生じたとき

② 遠隔方式により機器の故障、異常その他警報を受信したとき

③ 保全監督員から要請があったとき

(6) 緊急保守部品の配備

(5)の業務履行に際し必要となるメーカー保守部品は業務対象施設の重要度を勘案し 24 時間以内の出庫とすること。このため受託者は緊急保守部品の配備計画書を提出すること。

(7) 作業時間

① 5 (2) (3) (4)の業務は、原則として上石神井庁舎の開庁日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分の間を実施するものとする。

- ② 5 (1)及び(5)の業務は、必要に応じて随時の時間に対応するものとする。
- (8) 点検・保守計画書の提出
受託者は、5 (1)及び(2)の点検等について、契約期間中の点検周期及び部品の耐用年数に従った点検・保守計画書（任意様式）を作成し、契約開始時に厚生労働省担当者に提出する。
- (9) 報告書（紙媒体2部、電子媒体（CD-R）1枚）の提出
受託者は、次の場合、速やかに保全監督員に対して報告書を提出する。
- ① 上記(1)から(5)の業務及び厚生労働省担当者から指示された業務が終了したとき
 - ② 本仕様に基づく業務中に、事故があったとき
 - ③ 本業務内容の実施が困難となる事情が発生したとき
 - ④ 業務対象施設又は設備に異常又は危険な状態が生じたとき、並びにそれらの恐れがあるとき

6 費用の負担区分

- (1) 厚生労働省の負担する費用は、以下のとおりとする。
- ① 作業に必要となる水光熱費及び電話代
 - ② 消耗品（記録用紙、プリンター1台につき年間を通し1個のリボン、トナー）購入費用
 - ③ 有寿命部品費用・機器本体修理費用・不良機器交換費用
- (2) 受託者の負担する費用は、以下のとおりとする。
- ① 業務対象施設に設置された中央監視装置から遠隔監視・診断を行うために必要な機器の設置
 - ② ①において設置した機器の撤去及び原状回復費用
 - ③ 通信回線設置費用
 - ④ 図面管理システムのセキュリティソフトライセンス更新費用（日常の更新費用を除く）

7 業務履行能力の確認

業務履行能力についての確認のため、受託者は遠隔保守センターシステム構成確認書と履行確約書を提示すること。また、厚生労働省担当者が遠隔保守センターの見学をもって確認することを要請した場合、契約後速やかに見学できるものとする。

8 一般事項

- (1) 作業に当たっては、保全監督員の指示を受ける。
- (2) 受託者は、遠隔点検業務従事者については契約開始時、臨場点検業務従事者については業務の都度業務開始前に、それぞれ保全監督員に業務従事者名簿を提出し、その承認を受ける。

- (3) 受託者は、年1回実施される電気設備点検に伴う停電の際、以下の作業を行う。
(毎年度の全館停電予定日：各年12月31日)
- ① 停電時の各機器電源断
 - ② 復電後の各機器電源投入
 - ③ 復電後の各機器正常稼動確認
- (4) 本業務履行中の事故については、受託者の過失で生じた事故に限り受託者の責任において処理する。

別表-1

定期保守作業対象機器及び作業周期表

(◎は遠隔診断にて実施、○は定期点検実施)

対象機器	数量		点検周期					備考
			遠隔 履歴データセーブ 毎日	遠隔 ファイルセーブ 1ヶ月	遠隔機能診断 1ヶ月	制御動作点検 3ヶ月	定期点検 1年	
A. 入退室管理・機械警備設備（セキュリティ装置）								
1. 盤システム関係								
センター装置	1	式	◎	◎	◎		○	
17インチLCD, KB, MS	1	式					○	
レーザープリンタ	1	台					○	
UPS (2KVA 10分)	1	台					○	
ソフトウェア(アンチパスバック)	1	式					○	
在室者管理機能	1	式			◎		○	
サマリグラフ	1	式					○	
システム制御盤	1	面	◎	◎	◎		○	
リモート盤								
SRS-B2	1	面	◎	◎				
SRS-B1-1	1	面	◎	◎				
SRS-1-1	1	面	◎	◎				
SRS-1-2	1	面	◎	◎				
SRS-2-1	1	面	◎	◎				
SRS-2-2	1	面	◎	◎				
SRS-3-1	1	面	◎	◎				
SRS-3-2	1	面	◎	◎				
2. 機器関係								
非接触ICカードリーダー	31	台			◎		○	
パッシブセンサ	54	台					○	
赤外線ビームセンサ	3	台					○	
マグネットセンサ	78	台					○	
鍵管理ボックス（磁気カード対応、30BOX）	1	面					○	
B. 空調・電気監視システム盤関係								
1. 中央監視装置								
savic-netEV model30								
最大管理点数：3000点								
H/W	MCU1 (BACPU-1)	1	台	◎	◎	◎	○	
	MCU2 (BACPU-2)	1	台	◎	◎	◎	○	
	MCU3 (BACPU-3)	1	台	◎	◎	◎	○	
	17"LCD	3	台				○	
	ドットインパクトプリンタ (MPR)	1	台				○	
	カラーレーザープリンタ (CLP)	1	台				○	

別表-1

定期保守作業対象機器及び作業周期表

(◎は遠隔診断にて実施、○は定期点検実施)

対象機器	数量		点検周期					備考
			遠隔 履歴データセーブ	遠隔 ファイルセーブ	遠隔機能診断	制御動作点検	定期点検	
			毎日	1ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	1年	
UIC-A, B (SCPU-A, B)	4	台	◎	◎	◎		○	
P-UIC (SCPU-C)	1	台	◎	◎	◎		○	
イーサネットスイッチ (SW)	4	台	◎	◎	◎		○	
UPS (5KVA, 10分)	3	台					○	
図面管理装置	1	式				○	○	
S/W 基本ソフトウェア	1	式					○	
監視機能	1	式					○	
表示機能	1	式					○	
操作機能	1	式					○	
制御機能	1	式					○	
データ管理機能	1	式					○	
保全業務支援機能	1	式					○	
システムバックアップ機能	1	式					○	
エネルギー消費管理システム	1	式					○	
2. WEBモニタリング装置								
ネットワークB A サーバ	1	式						
H/W WebS	1	台					○	
17"LCD	1	台					○	
HUB	10	台					○	
S/W システム管理機能	1	式					○	
WEB情報表示機能	1	式					○	
3. CPU自動化システム								
CPU自動化システム	1	式					○	
CPU自動化SEQ	6	台					○	
端子盤	11	面					○	
4. 常時表示装置								
常時表示装置表示部	1	式					○	
常時表示装置制御部	1	式					○	
5. 自動制御盤								
A-B2RCP-1 1600W X 2150H X 400D	1	面					○	
A-B2RCP-2 1600W X 2150H X 400D	1	面					○	
A-B2RCP-3 800W X 2150H X 400D	1	面					○	
B-B2RCP-1 1600W X 2150H X 400D	1	面					○	
B-B2RCP-2 1600W X 2150H X 400D	1	面					○	
B-B2RCP-3 800W X 1800H X 250D	1	面					○	

別表-1

定期保守作業対象機器及び作業周期表

(◎は遠隔診断にて実施、○は定期点検実施)

対象機器	数量		点検周期					備考			
			遠隔履歴データセーブ	遠隔ファイルセーブ	遠隔機能診断	制御動作点検	定期点検				
			毎日	1ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	1年				
C-B1RCP-1	800W X 2150H X 400D	1	面						○		
A-1RCP-1	800W X 2150H X 400D	1	面						○		
A-1RCP-2	3200W X 2150H X 400D	1	面						○		
B-1RCP-1	3200W X 2150H X 600D	1	面						○		
B-1RCP-2	800W X 2150H X 400D	1	面						○		
A-2RCP-1	800W X 2150H X 400D	1	面						○		
A-2RCP-2	3200W X 2150H X 400D	1	面						○		
B-2RCP-1	3200W X 2150H X 400D	1	面						○		
B-2RCP-2	800W X 2150H X 400D	1	面						○		
A-3RCP-1	3200W X 2150H X 600D	1	面						○		
B-3RCP-1	3200W X 2150H X 600D	1	面						○		
特高リモート盤	700W X 1900H X 400D	1	面						○		
中央電力監視設備特高リモート盤	700W X 1900H X 400D	1	面						○		
中央電力監視設備グラフィック盤	700W X 2150H X 400D	1	面						○		
中央電力監視設備グラフィック端子盤	700W X 2150H X 400D	1	面						○		
6. 自動制御機器											
①UPS室上吹きパッケージ制御											
	室内形温度センサ	1	台							○	
	室内形湿度センサ	1	台							○	
	デジタル式調節器	1	台	◎	◎		◎			○	
②UPS室下吹きパッケージ制御											
	室内形温度センサ	15	台							○	
	室内形湿度センサ	6	台							○	
	デジタル式調節器 (個別)	3	台	◎	◎		◎			○	
	デジタル式調節器 (ゾーン)	1	台	◎	◎		◎			○	
③電算室上吹きパッケージ制御											
	室内形温度センサ	6	台							○	
	室内形湿度センサ	6	台							○	
	デジタル式調節器	6	台	◎	◎		◎			○	
	CO2濃度計	6	台							○	
④電算室下吹きパッケージ制御											
	室内形温度センサ	150	台							○	
	室内形湿度センサ	60	台							○	
	デジタル式調節器 (個別)	30	台	◎	◎		◎			○	

別表-1

定期保守作業対象機器及び作業周期表

(◎は遠隔診断にて実施、○は定期点検実施)

対象機器	数量		点検周期					備考
			遠隔履歴データセーブ	遠隔ファイルセーブ	遠隔機能診断	制御動作点検	定期点検	
			毎日	1ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	1年	
デジタル式調節器 (ゾーン)	12	台	◎	◎		◎	○	
⑤受変電室パッケージ制御								
室内形温度センサ	3	台					○	
デジタル式調節器	1	台	◎	◎		◎	○	
⑥パッケージ制御 (1)								
室内形温度センサ	15	台					○	
室内形温度センサ	15	台					○	
デジタル式調節器	10	台	◎	◎		◎	○	
リミットコントローラ	10	台					○	
⑦パッケージ制御 (2)								
デジタル式調節器	1	台	◎	◎		◎	○	
⑧パッケージ制御 (3)								
室内形温度センサ	18	台					○	
⑨パッケージ制御 (4)								
室内形温度センサ	1	台					○	
⑩外気計測								
挿入形温度センサ	1	台					○	
挿入形温度センサ	1	台					○	
挿入形露点センサ	1	台					○	
⑪換気制御								
温度調節器	1	台					○	
⑫消火ポンプユニット								
液面リレー電極棒 3P	1	台					○	

中央管制装置 savic-netEV及び自動制御機器臨場点検個別仕様

点検機器	保守項目
1. MCU	(1) 自動シャットダウン機能の確認 (2) 各部のクリーンアップ (3) 自己診断プログラムによるハードウェア診断 (4) ハードディスクドライブ、フロッピーディスクドライブ、光磁気ディスクドライブの機能確認 (5) フロッピーディスクドライブ、光磁気ディスクドライブのヘッドクリーニング (6) インジケータの確認 (7) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (8) 冷却ファンの動作確認 (9) ハードウェア構成の確認
2. MCU 分電ユニット (PDU)	(1) 受電電圧の測定 (2) 電源、接地端子等の締付確認 (3) 各部のクリーンアップ (4) サージアブソーバの点検 (5) 受電インジケータの確認 (6) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
3. MCU 外部入出力 ユニット (IOU)	(1) 電源電圧の測定、調整 (2) 各部のクリーンアップ (3) 各端子の締付確認 (4) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
4. システム機能	(1) 基本機能の確認 (2) 外部入出力ユニット(IOU)の移報、ブザー停止機能の確認
5. NBS (WEBサーバー)	(1) 自動シャットダウン機能の確認 (2) 各部のクリーンアップ (3) 自己診断プログラムによるハードウェア診断 (4) ハードディスクドライブ、フロッピーディスクドライブ、光磁気ディスクドライブ機能確認 (5) フロッピーディスクドライブ、光磁気ディスクドライブのヘッドクリーニング (6) インジケータ表示確認 (7) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (8) 冷却ファンの動作確認 (9) ハードウェア構成の確認 (10) 基本機能の確認
6. CPU自動化システム	(1) 電源電圧の測定、調整 (2) 各部のクリーンアップ (3) インジケータの確認 (4) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (5) 冷却ファンの動作確認
7. 室内形温度センサ 室内形湿度センサ	(1) 設置環境及び、取付位置・状態の確認 (2) 配線端子の緩み点検及び増締め (3) クリーンアップ (4) 標準試験器による実測値との誤差点検及び校正

別表-2

8. デジタル式調節器	(1) 外観目視点検 (2) インジケータの確認 (3) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め (4) クリーンアップ (5) メモリバックアップバッテリーの外観点検及び交換年月の確認
9. CO2濃度発信器	(1) 外観のクリーンアップ (2) 外観・内観及び取付状態の点検 (3) 導圧管廻りの点検 (4) 各フィルター類・消耗品の定期的交換 (5) 制御作動状態の点検
10. 温度調節器 液面リレー電極棒3P	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーンアップ (3) 内部機械的可動部分の動作確認 (4) 調節器と信号関連部とのループ作動点検調整 (5) 規定値の設定
11. UIC (設備統合コントローラ) ACU-Ⅲ (出入制御装置)	(1) メモリバックアップ機能の確認 ① 動作確認 ② バックアップバッテリー放電電圧測定 ③ バックアップバッテリー外観点検 (2) 電源断検出機能の確認 (3) 電源電圧の測定、調整 (4) 各部のクリーンアップ (5) インジケータの確認 (6) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (7) 冷却ファンの動作確認(冷却ファン装着時のみ実施)
12. 防犯センサー	(1) 重要システムの防犯ループ確認 パッシブセンサ、赤外線ビームセンサ、マグネットセンサ
13. 非接触ICカードリーダー	(1) 外観の確認 (2) 装着状態の確認
14. キーボックス	(1) データファイルのセーブ (2) ヒューズの確認、交換 (3) 各部のクリーンアップ ① ボックス外部 ② ボックスモジュール内部 ③ 電源ユニット ④ I/Oモジュール (4) 電源、接地端子等の締付確認 (5) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認 (6) インジケータの確認 (7) 電源電圧の測定、調整 (8) バックアップバッテリーの充放電電圧測定 (9) 音声出力の確認、調整 ① 音声メッセージ ② 音声音量 (10) カードリーダーのヘッドクリーニング (11) LCD表示の確認 (12) LCDパネルコントラスト確認調整(オプション) (13) プリンタの印字品質の点検 (14) 総合動作確認
15. キーボード、マウス	(1) 動作点検 (2) 各部のクリーンアップ
16. CRT、LCD	(1) 消磁 (2) 設定要素の確認

別表-2

	①色ズレ、色ムラの確認 ②フォーカス確認 ③コントラスト、画面サイズ、表示位置の確認、調整 (3)外観のクリーンアップ
17. プリンタ	(1)外観点検 (2)テスト印字による印字品質確認 (3)操作パネルの機能確認 (4)内部の異物、ほこり、汚れ除去 (5)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (6)ネジ、ワッシャー、ナットの締付け確認
18. 無停電電源装置 (UPS)	(1)バックアップ動作の確認 (2)電源断検出機能の確認 (3)UPS出力電圧測定 (4)UPS外観点検

1. 件名 構内ネットワーク設備保守管理業務

2. 委託場所

東京都練馬区上石神井4丁目8-4

3. 委託期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日

4. 対象 別表-1のとおり

5. 業務内容

受託者は、厚生労働省上石神井庁舎の業務対象施設に設置された業務対象設備について、本仕様書に従い、次の業務を遂行する。

なお、業務遂行にあたっては、業務対象設備の使用状況に応じた各通信機器の点検、確認を行い、業務対象設備の事故発生防止及び故障の早期発見に努め、耐用年数の延長を図るものとする。また、業務履行にあたっては、セキュリティレベルの高い施設の特徴から情報管理の徹底と安全対策を講じること。

(1) 保守管理業務の対象となる設備は以下のとおりとする。

- ア) 構内情報通信設備
- イ) 構内電話設備
- ウ) ITV設備
- エ) 電力監視装置設備

(2) 受託者の負担範囲

- ア) 関係法令に基づく官公署その他関係機関への必要な届出手続きに関する事項は受託者の負担とする。
- イ) 関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査、又は契約書に定める検査を受検するに当たっては、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受託者の負担とする。
- ウ) 保全監督員の確認又は保全監督員の立会を受けるに当たっては、その確認又は立会に必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受託者の負担とする。
- エ) 業務の実施に必要な材料、工具、計測機器、作業用機械器具等の資機材は受託者の負担とする。
- オ) 業務の実施に必要な消耗品（配線、コード含む）及び油脂等は受託者の負担とする。
- カ) 業務の報告書等の用紙（プリントアウトされる印刷用紙を含む。）及び消耗品は受託者の負担とする。
- キ) 当該設備のサポート体制を確立するために、当該設備の製造者等と契約する機器サポート費用は受託者の負担とする。

(3) 業務責任者

- ア) 受託者は業務の実施に先立ち、業務責任者を定め厚生労働省担当者係に通

知する。

イ) 業務責任者は業務を行う者を指揮監督するとともに保全監督員との連絡を密にし、適正な業務の実行に努めるものとする。

ウ) 業務責任者は自ら業務を行うことができる。

(4) 業務を行う者

業務を行う者は当該設備を熟知し、必要な知識及び技能を有するものとする。

関係法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。また、当該設備の製造者等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

(5) 守秘義務

業務上知り得た発注者及び当該設備に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間終了後においても同様とする。

(6) 設備の点検

別表－2記載の項目について、業務対象設備に対応する周期に従い点検を実施する。点検は、適切な計測機器等を用いて劣化又は異常の状態を見極め、保守その他の対応すべき措置の方法等を的確に判断すること。

(7) 故障原因、故障箇所の特定

受託者は、厚生労働省担当者が提示する以下の情報に基づき、すみやかに故障原因、故障箇所の特定を行うこと。

ア) 故障による影響の範囲、影響が生じている内容

イ) 目視によって分かる範囲の各機器の稼働状況

ウ) 簡易な操作によって分かる範囲の各機器の稼働状況

エ) 監視装置にて検知した警報の内容

また、故障原因、故障箇所の特定を早急におこなうために、必要に応じて遠隔で以下の操作可能な環境を準備すること。

ア) 各機器の稼働状況の確認、各種操作

イ) 監視装置の警報の確認、各種操作

(8) 故障等の対応

次の場合、受託者は、速やかに業務対象施設に技術員を急行させ、機器の調整、修理、交換、補給を行うこと。必要があれば代替の機器・部品を用意してすみやかに故障を回復する。なお一般電話の故障については、電話機本体は委託者側で準備するものとする。

ア) (6)の点検結果により必要が生じたとき

イ) 機器の故障、異常その他警報を受信したとき

ウ) 厚生労働省担当者から要請があったとき

(9) 緊急保守部品の配備

(8)の業務履行に際し受託者は当該設備のサポート体制を確立するために、当該設備の製造者等と機器サポート契約を結び、故障の際に機器又はソフトウェア等の部品・代替品を遅滞なく供給しなければならない。

必要となるメーカー保守部品は業務対象施設の重要度を勘案し24時間以内の出庫とすること。このため受託者は緊急保守部品の配備計画書を提出すること。

(10) 電気設備点検時の対応

受託者は年1回実施される電気設備点検時の停電の際に、以下の作業を行うこと（各年度全館停電予定日：毎年12月31日）。

- ア) 停電時の各機器の電源断
- イ) 停電後の各機器の電源投入
- ウ) 停電後の各機器の正常稼働確認

(11) 作業時間

- ア) (6)の業務は、原則として上石神井庁舎の執務時間内に実施するものとする。
- イ) (7)(8)の業務は、必要に応じて随時の時間に対応するものとする。
- ウ) (10)の業務は、発注者の定める電気設備点検のスケジュールに合わせて実施するものとする。

(12) 保守計画書の提出

受託者は、作業の実施に当たって契約期間中の保守計画書を作成し、契約開始時に厚生労働省担当者に提出する。

(13) 報告書（紙媒体2部、電子媒体（CD-R）一枚）の提出

受託者は、次の場合、すみやかに保全監督員に対して報告書を提出する。必要があれば報告書に図面・写真等を添付すること。

- ア) 上記(6)(7)の業務及び発注者から指示された業務が終了したとき
- イ) 本仕様に基づく業務中に、事故が発生したとき
- ウ) 本業務内容の実施が困難となる事情が発生したとき
- エ) 業務対象施設又は設備に異常又は危険な状態が生じたとき、並びにそれらの恐れがあるとき

6. 一般事項

- ア) 受託者は、作業に当たっては、保全監督員の指示を受ける。
- イ) 受託者は、作業従事前に、保全監督員に対し点検業務従事者に係る作業者名簿を提出し、作業終了後、作業日報を提出する。
- ウ) 本業務履行中の事故については、受託者の過失で生じた事故に限り受託者の責任において処理する。

別表-2

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 構内情報通信設備 ア) コアスイッチ	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。 e) ログを採取し、異常のないことを確認する。	2/年	
イ) アクセススイッチ	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。 e) ログを採取し、異常のないことを確認する。	2/年	
ウ) 無停電電源装置	a) 以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。 e) ログを採取し、異常のないことを確認する。	2/年	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
エ) ネットワーク管理装置	<p>る。</p> <p>a) 以下の項目について目視点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 <p>b) 装置外面等の清掃を行う。</p> <p>c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。</p> <p>d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。</p> <p>e) ログを採取し、異常のないことを確認する。</p>	2/年	
オ) ネットワーク監視装置	<p>a) 以下の項目について目視点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 <p>b) 装置外面等の清掃を行う。</p> <p>c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。</p> <p>d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。</p> <p>e) ログを採取し、異常のないことを確認する。</p> <p>f) ウイルスパターンファイルの更新を行う。</p>	2/年	
カ) 事務棟 HUB	<p>a) 以下の項目について目視点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・LED表示の確認 <p>b) 装置外面等の清掃を行う。</p> <p>c) 機器周囲の温度を計測し、異常のないことを確認する。</p> <p>d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。</p>	2/年	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
2. 構内電話設備 ア) 構内 PHS アンテナ	a)以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・LED表示の確認 b)装置外面等の清掃を行う。 c)機器周囲の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d)機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。	1/年	
オ) 一般電話機	a)以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・通話確認 b)装置外面等の清掃を行う。 c)機器周囲の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d)機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。	1/年	
3. I T V設備			
ア) IP カメラ運用監視用 P C	a)以下の項目について目視点検を行う。 ・がたつき、変形、損失の有無 b)映像モニターにて、映像にちらつき、色むらがないことを確認する。	1/月	
イ) IP ネットワークデジタルレコーダー	a)以下の項目について目視点検を行う。 ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・LED表示の確認 b)装置外面等の清掃を行う。 c)機器周囲の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d)機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。	1/月	
ウ) 巡回型ネットワークカメラ	a)機器の取付状態を目視で確認する。 b)映像モニターにより、映像にちらつき、色むらがないことを確認する。 c)映像モニターにより、レンズ動作が正常	4/年	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
エ) 固定型ネットワークカメラ	<p>であることを確認する。</p> <p>d) 映像モニターにより、可視範囲が正常であることを確認する。</p> <p>a) 機器の取付状態を目視で確認する。</p> <p>b) 映像モニターにより、映像にちらつき、色むらがないことを確認する。</p> <p>c) 映像モニターにより、レンズ動作が正常であることを確認する。</p> <p>d) 映像モニターにより、可視範囲が正常であることを確認する。</p>	4/年	
オ) 無停電電源装置	<p>a) 以下の項目について目視点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・LED表示の確認 <p>b) 装置外面等の清掃を行う。</p> <p>c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。</p> <p>d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。</p>	1/月	
カ) PoEインジェクター	<p>) 以下の項目について目視点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・LED表示の確認 <p>b) 装置外面等の清掃を行う。</p> <p>c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。</p> <p>d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。</p>	1/月	
4. 電力監視装置設備			
ア) 電力監視装置	<p>a) 以下の項目について目視点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 	1/月	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
イ) ネットワーク監視装置	<ul style="list-style-type: none"> ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。 e) ログを採取し、異常のないことを確認する。 	1/月	
ウ) ネットワークスイッチ	<ul style="list-style-type: none"> a) 以下の項目について目視点検を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・装置外面等の損傷の有無 ・接合コネクタの接合確認 ・ケーブル類の損傷の有無 ・ファン動作の確認 ・LED表示の確認 b) 装置外面等の清掃を行う。 c) 機器周囲及びラック内の温度を計測し、異常のないことを確認する。 d) 機器周囲の湿度を計測し、異常のないことを確認する。 e) ログを採取し、異常のないことを確認する。 	1/月	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
5. 交換機 (事務棟)	a) 電話交換機本体、整流器、バッテリー PHS について機器清掃を行う b) 交換機収容回線容量について確認する c) 交換機データのバックアップを行う d) 以下の項目について点検を行う。 ・ 監視警報 (障害時の可視可聴表示) ・ 信号装置 (CR 出力・各種信号音) ・ トランク (発着信機能テスト) ・ 局線表示盤 (ランプ表示・リンガー 動作) ・ システム (CP 系、SP 系状態確認、 障害情報、閉塞・H&D 探 索、各種登録表示) ・ 電源 (整流器、BATT)	1 / 月	

※機器の状況により、更なる点検が必要な場合には、点検回数を増やすこと。(月 1 回程度まで)

保守管理対象機器						
設置場所	機器・装置種類	機器名称	数量	サポート契約	備考	
電算棟	B2F EPS室	アクセススイッチ 1	Catalyst 2960S 24 (WS-C2960S-24PD-L)	2	対象	うち1台は予備機とする。
		無停電電源装置	Smart-UPS RT 1500 (SURTA1500XLJ)	1	対象	
	B1F 設備監視室	I Pカメラ運用監視用 P C	CELSIUS J530	1	対象	
	B1F MDF室	コアスイッチ (マスター)	Catalyst 3750X 24 Port GE SFP IP Services (WS-C3750X-24S-E)	1	対象	
		コアスイッチ (スレーブ)	Catalyst 3750X 24 Port GE SFP IP Services (WS-C3750X-24S-E)	1	対象	
		アクセススイッチ 3	Catalyst 2960S 48 (WS-C2960S-48TD-L)	2	対象	うち1台は予備機とする。
		アクセススイッチ 1	Catalyst 2960S 24 (WS-C2960S-24PD-L)	2	対象	
		遠隔保守用ファイアーウォール	FortiGate-60D (FG-60D-BDL-US)	1	対象	
		ネットワーク管理サーバ	PRIMERGY RX200 S8	1	対象	
		無停電電源装置	SMART-UPS RT5000 (SURT5000XLJ)	3	対象	
		無停電電源装置	Smart-UPS RT 1500 (SURTA1500XLJ)	3	対象	
		I Pネットワークデジタルレコーダー	VioStor8132Pro/7TB	1	対象	
		無停電電源装置	Smart-UPS 750VA RMIU	1	対象	
	1F EPS室	アクセススイッチ 1	Catalyst 2960S 24 (WS-C2960S-24PD-L)	2	対象	
		無停電電源装置	Smart-UPS RT 1500 (SURTA1500XLJ)	2	対象	
	2F EPS室	アクセススイッチ 1	Catalyst 2960S 24 (WS-C2960S-24PD-L)	2	対象	
		無停電電源装置	Smart-UPS RT 1500 (SURTA1500XLJ)	2	対象	
	屋上	構内PHSアンテナ	HI-D3BS	2	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。
	各所	構内PHSアンテナ	HI-D3BS	24	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。
		一般電話機	HI-P5A	32	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。
		旋回型ネットワークカメラ	SNC-EP550	2	対象	
		P o Eインジェクター	PD-9001GR/AC	2	対象外	
		固定型ネットワークカメラ	SNC-Z20N	29	対象	
旋回型ネットワークカメラ (地下2F)		SNC-RZ25N	1	対象外		
電力監視装置		RP482-LC	15	対象外		
ネットワーク監視装置		EB600_S_KANSHI	1	対象外		
ネットワークスイッチ		HP A5120 EI	4	対象外		
事務棟		電話交換室	事務棟HUB	HSW-3108	1	対象
	アクセススイッチ 2		Catalyst 2960S 24 (WS-C2960S-24TD-L)	2	対象	うち1台は予備機とする。
	無停電電源装置		Smart-UPS RT 1500 (SURTA1500XLJ)	1	対象	
	各所	電話交換機	C X 9000M 1	1	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。
		多機能電話機	HI-24E-TELSDA	45	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。
		一般電話機	HI-N6	1式	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。
		構内PHSアンテナ	HI-D3BS	9	対象外	点検、設定は行うが、故障修理は対象外とする。
事務棟・電算棟	光ケーブル構内線路設備	GI (50 μ m) 8心光ファイバケーブル	1式	-	点検及び故障時の技術員派遣・材料調達・修理を行う。	
	電話構内線路設備	EM-CCPO. 5-××ケーブル	1式	-	点検及び故障時の技術員派遣・材料調達・修理を行う。	
	メタルLAN配線設備	UTPケーブルCat. 5e	1式	-	点検及び故障時の技術員派遣・材料調達・修理を行う。	

※ サポート対象外の機器については、特記事項のある場合を除き原則として、故障時の技術員派遣の対象外とする。

※ サポート契約については、平成31年3月末までとすること。

■ 巡回型ネットワークカメラ

有効画素数	約143万画素
レンズタイプ	28倍ズームオートフォーカスレンズ
ズーム比	光学28倍/デジタル12倍
焦点距離	f=3.5~98.0mm
水平画角	55.9度(ワイド端)~2.1度(テレ端)
Day&Night機能	有
DynaView	有
ネットワーク部	
圧縮方式	JPEG/MPEG-4/H.264
画像サイズ	1280×720、1024×576、800×600、800×480、768×576、720×576、704×576、720×480、640×480、640×368、384×288、320×240、320×192
同時アクセス数	5
プロトコル	IPv4、IPv6、TCP、UDP、ARP、ICMP、IGMP、HTTP、HTTPS、FTP(クライアント/サーバー)、SMTP、DHCP、DNS、NTP、RTP/RTCP、RTSP、SNMP(MIB-2)
LAN端子	10BASE-T/100BASE-TX(RJ-45)
IPv6対応	有
インターフェース部	
外部マイク入力端子	ミニジャック(モノラル)
ライン出力端子	ミニジャック(モノラル)、最大出力レベル1Vrms
その他/0	センサーIN×2、アラームOUT×1
メモリーカード	SDメモリーカードスロット(SDHCメモリーカード対応)×1
一般	
ビューアー	Microsoft(R) Internet Explorer(R) 6.0/7.0/8.0/9.0
対応OS	Microsoft(R) Windows(R) XP Professional(32ビット版)、Windows Vista(R) Ultimate/Business(32ビット版)、Windows(R) 7 Ultimate/Professional(32ビット版/64ビット版)
質量	2kg以下(シーリングブラケット含む)
電源	PoE Plus、AC24V(50/60Hz)
消費電力	最大25W
動作温度	0 - 50°C(通電動作時-5 - +50°C)
動作湿度	20 - 80%(結露なきこと)

■ IPカメラ運用監視用PC

OS	Windows 7/8
CPU	Xeon® E3-1225v2 以上
メモリ	4GB以上
HDD	500GB以上
キーボード	PS/2
マウス	USBレーザーマウス
モニター	21.5型LCDワイド
ネットワークアダプタ	100Mbps以上

■IPネットワークデジタルレコーダー

カメラ接続台数	32台以上のカメラと接続可能なこと。
画像圧縮方式	JPEG/MPEG-4/H.264
内蔵ハードディスク	7TB 最大8TBまで拡張可能なこと
RAIDレベル	RIDO5(出荷時)
モニター出力	D-sub15ピン、出力解像度(1920×1080)
LANインターフェイス	RJ-45(100BASE-TX/1000BASE-T 自動切替)×2
USB端子	USB×4以上
ネットワークプロトコル	HTTP、TCP/IP、SMTP、DHCP、DNS、DDNS、FTP、NTP
イベント・ログ	すべての障害、イベント記録
電源	AC100V
消費電力	最大250W以下
動作温度	5 - 40°C
動作湿度	20 - 80%(結露なきこと)

■無停電電源装置

出力	
出力電力容量	400W/500VA 以上
定格出力電圧	100V
周波数	50/60Hz
コネクタ形状(数)	NEMA 5-15R (3)
入力	
定格入力電圧	100V
入力形態	NEMA 5-15P
周波数	50/60Hz
バッテリー	
停電保持時間	3分以上
充電時間	4時間以内
動作環境	
動作温度	0 - 40°C
動作湿度	10 - 90%(結露なきこと)

- 1 件名 セキュリティゲート保守管理業務
- 2 委託場所
東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）
- 3 委託期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日
- 4 業務内容
受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整、修理を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。
- 5 対象機器
型式 PNG382×2セット
H-1700m/m（ガラス含む）
H-1000m/m（ゲート上面）
長さ2000m/m
ガラス幅877m/m
なお、配置図は「別紙」のとおり
- 6 点検回数
年3回。（点検日は厚生労働省と調整の上、日程を決定する。）
- 7 点検内容
 - (1) 外観関係
 - ①本体（破損の確認、外観異常、動作に支障がない確認）
 - ②強化ガラス（破損の確認、外観異常、動作に支障がないか、ガラス清掃）
 - ③通路幅（設置位置確認、本体の位置がずれていないか確認）
 - (2) 機構部関係
 - ①グランドシャフト（動作確認、動作に支障がないか、歪みがないか確認）
 - ②ロッド（動作確認、動作確認、動作に支障がないか、歪みがないか確認）
 - ③可動ガラス（取り付け部確認、緩みがないか確認）
 - ④ハウジング（破損の確認、可動ガラスに接続されたハウジングの破損は無いか）
 - ⑤リミットスイッチ用カム（隙間確認、隙間0.1～1.m/m）
 - ⑥本体内部（増し締め清掃、外部ビス増し締め清掃）

- ⑦ギヤモータ（オイル漏れ動作確認、外観異常動作の支障が無いか）
- ⑧ピロブロック（オイル漏れ、異音確認、外観異常動作確認）
- ⑨セーフティシャッター（変形、異音確認、外観異常動作確認）

（3）制御部

- ①検出センサー（動作確認、光軸ずれ、ビスの緩み確認、安定動作、LED（黄色）が点灯しているか確認）
- ②パラメータの設定値（設定値の確認、設定値が変更されていないか確認）
- ③配線コネクタ（緩み、線の破損確認、）

（4）総合試験

- ①動作確認（可動ガラスの開閉、ロック状態、収納状態の確認）
- ②LED確認（検出センサーの正常動作確認）
- ③表示確認（ピクトグラムの正常確認）
- ④ブザー音確認（エラー検知用ブザー音の確認）

8 特記事項

（1）故障等の対応

次の場合、受託者は速やかに技術員を急行させ、機器の調整、修理、交換、補給等を行うこと。

- ①6の点検結果により必要が生じたとき
- ②厚生労働省より要請があったとき

（2）保守の範囲

下記に係る費用は当該保守業務に含まれないものとし、要する費用については別途有償とする。

- ①部品交換の際の部品費用（交換に要する作業費用は当該保守業務に含まれるものとする。ただし、重大な故障に基づく場合の費用負担については別途協議のうえ決定するものとする。）
- ②取扱い不良及び天災等不可抗力に起因する故障修理費用
- ③機器のオーバーホール

9 提出書類

- （1）受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- （2）受託者は、作業当日の作業前と作業後には委託者にその旨報告しなければならない。
- （3）当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。

ない。

(4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。

① 紙媒体 2部

② 電子媒体 (CD-R) 1枚

10 その他

(1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。

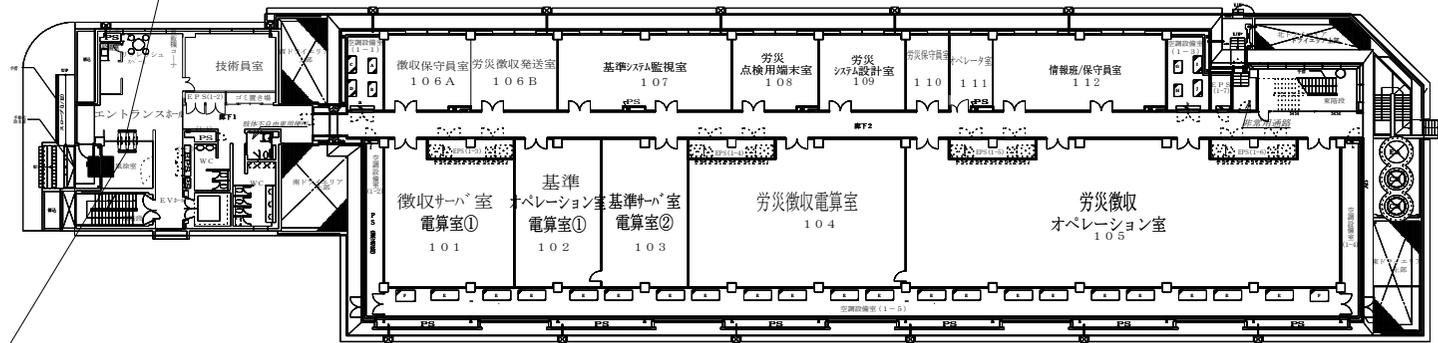
(2) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。

内側より外側に向かって



セキュリティゲート配置図

外側より内側に向かって



1階平面図 1/200

1 件名 直流電源装置保守点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）

3 履行日時 年1回。厚生労働省が指示する日。

（各年度実績：毎年12月31日）

4 点検機器

- (1) 蓄電池 型式 MSE-150 54個1組（非常照明用）
型式 MSE-200 54個1組（受変電用・高圧）
型式 SNSX-50 54個1組（受変電用・特別高圧）
- (2) 充電器 型式 A0-32-120-30B-ME（非常照明用）
型式 A0-32-120-100BD-ME（受変電用）

5 一般事項

- (1) 受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。
- (2) 受託者は、厚生労働省の指示に基づいて、仕様書による内容事項を誠実に守らなければならない。
- (3) 本仕様書の各委託業務の内容は大要を示したものであり、受託者は本仕様書に記載されていない事項についても、庁舎の維持管理上必要な場合には双方協議のうえ実施すること。
- (4) 受託者は、厚生労働省の指示に基づいて、作業実施計画書をあらかじめ提出すること。
- (5) 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6 点検内容

(1) 蓄電池

イ 外観状況

- ① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。また、蓄電池の交換時期を確認する。
- ② 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。
- ③ 全セルについて、電解液量を確認する。

- ④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。
- ⑤ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。
- ⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。

ロ 機能

- ① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。
- ② 浮動充電中の全セルの内部抵抗を測定し、その良否を確認する。
- ③ 上記項目が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。

(2) 充電器

イ 外箱、機器等の外観状況

- ① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検する。
- ② 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検する。
- ③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無を点検する。

ロ 機能

- ① 次の値を測定し、その良否を確認する。
 - ・ 交流入力電圧
 - ・ 浮動充電電圧
 - ・ 均等充電電圧
 - ・ 負荷電圧
 - ・ 出力電流及び負荷電流（盤面計器による）
- ② 手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認を行う。
- ③ 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。
また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態を確認する。
- ④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作確認を行う。
- ⑤ 機器の動作状況を下記項目について確認する。
 - ・ 均等充電から浮動充電への自動切替
 - ・ 負荷電圧補償装置
 - ・ タイマの設定値
 - ・ 警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ、過不足電圧、温度上昇）
- ⑥ 自動回復充電の動作を確認する。

- ⑦ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わることを確認する。

(3) 配線、端子

内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無について点検する。

(4) 絶縁抵抗測定

次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。

- ・一次主回路と大地間
- ・二次主回路と大地間
- ・一次・二次相互間

7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
- ① 紙媒体 2部
 - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、実施報告書に添付しなければならない。
- なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日から20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

8 その他特記事項

- (1) 作業に当たっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に養生等行う。
- (2) 作業が終了したときには、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃すること。
- (3) 点検の結果、機能に異常又は劣化等がある場合には、とるべき必要な措置を実施報告書に記載すること。
- (4) この業務委託に使用する器具及び消耗機材は、受託者の負担とし、良質かつ適正なものを使用すること。

- (5) 作業工程において、受託者は庁舎管理者と打ち合わせを行い、円滑に作業を進めること。特に屋内の清掃に関しては作業時間の指定もあり得るので、注意すること。
- (6) 作業日程の変更及び行程の変更等が生じた場合は、事前に厚生労働省と協議し委託者の了解を得ること。
- (7) 本仕様書の条項に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない条項に関しては、厚生労働省と協議の上決定する。

- 1 件名 受変電設備保守点検業務
- 2 履行場所
東京都練馬区上石神井4丁目8-4
厚生労働省上石神井庁舎（電算棟及び事務棟）
- 3 履行日 年1回。厚生労働省が指示する日。
（各年度実績：毎年12月31日）
- 4 対象等 別表のとおり
- 5 業務内容
 - (1) 一般事項
 - ①点検及び保守
 - a. 電気設備は、電気事業法(昭和39年法律第170号)による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定、労働安全衛生規則等を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
 - b. 電気設備の点検及び保守は、原則として停電して安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業する時は絶縁用防具、保護具等を用いて行うものとする。
 - c. 停電予告等の関係方面への連絡は十分余裕をもって行い、復旧後は完全に元の状態になっている事を確認する。
 - d. 受変電設備の点検及び保守は、盤類、特別高圧・高圧機器等下記に定めるところにより行う。また、電気主任技術者（又は代務者）が、点検業務に立ち会うものとする。
 - (2) 盤類の点検及び保守内容
 - ①外観
 - a. 配電盤の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。なお、錆落とし等の汚れがある場合は清掃する。また、異常な変色がある場合は原因を調査する。
 - b. 出入口又は点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。なお、開閉不良がある場合は調整する。
 - c. 各所の締めつけボルトの緩みを確認し、緩みのある場合は締めつけを行う。
 - ②盤類内部
 - a. 内部配線、接地線及び端子部の損傷、過熱及び断線の有無を点検し、締め付部に緩みがある場合は増締めを行う。また、過熱異常がある場合は原因を調査する。
 - b. 母線、母線支持部及び接続部の損傷、汚れ及び変色の有無を点検する。また、汚れがある場合は清掃し、ボルト等締め付部に緩みがある場合は増締めを行う。
 - c. 配電盤の換気扇を運転し、異常音等の有無及びベアリング部の円滑性を点検する。
 - d. 端子、配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検

する。

- e. 引き出し操作機構（遮断器等）の引き出し挿入操作の状態、接触子の汚れ、変色等の有無を点検し、汚れがある場合は清掃する。なお、変色等の異常がある場合は、原因を調査する。また、ローラ、歯車等の機構部に専用グリースを塗布する。
- f. 盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検する。

（3）特別高圧機器の点検及び保守内容

① 66kV C-GIS設備（1・2号受電盤、No.1・2主変一次盤、VCT盤、母線連絡盤、バイパスDS盤）

a. 盤全般下記点検の実施

- ・表示ランプの確認
- ・塗装の剥離、錆の発生、結露の有無の確認
- ・制御回路の過熱、変色の有無の確認
- ・制御回路の締付状態の確認
- ・ヒューズ溶断の有無の確認
- ・取付器具損傷の有無の確認
- ・扉のハンドルの開閉、施錠の状態確認
- ・ガス配管の錆、損傷の有無の確認
- ・メグ測定用端子の締付確認
- ・引込、送出し、盤間接続用ブッシングの亀裂、破損の有無の確認
- ・同上ケーブル母線の端末処理部の状態確認
- ・接地回路部の締付確認
- ・ガス圧力確認（圧力計又は圧力表示器）
- ・避雷器の取付け状態確認
- ・制御回路コネクタの接続状態確認
- ・外部引込み制御ケーブル部のマスキング状態確認
- ・外部引込み主回路ケーブル部のマスキング状態確認
- ・盤内の清掃作業
- ・検電装置の電圧確認
- ・絶縁抵抗の測定（主回路1000Vメガー）

b. 真空遮断器下記点検の実施

- ・ワイブ測定
- ・補助スイッチの動作及び接触状態確認
- ・補助継電器の取付け状態の確認
- ・制御基板取付け状態の確認
- ・開閉表示器の表示は良いか
- ・回数計の指示は良いか
- ・部品の損傷、異物付着の有無の確認
- ・ボルト、ナット類の締付確認
- ・割りピン、止めリングの取付状態確認

- ・キャッチの掛りの状態確認
 - ・掛合部のローラ及びピンの動作確認
 - ・トリップシャフトの動作確認
 - ・投入及び引外しコイルのアーマチュアの動作確認
 - ・リンクにせりの有無の確認
 - ・機構部の注油作業
 - ・バネの発錆、変形損傷の有無の確認
 - ・清掃作業
 - ・手動開閉動作確認
 - ・投入・開極時の時間を測定し、三極不揃いの有無の確認
 - ・電氣的開閉動作の確認
 - ・絶縁抵抗の測定（125V メガー）
 - ・シーケンス試験（インターロック試験及び保護連動試験）
- c. 接地断路器及び断路器下記点検の実施
- ・コネクタの接触子のつぶれ、変形の有無の確認
 - ・補助スイッチ、端子台の締付確認
 - ・ヒューズ溶断の有無の確認
 - ・補助継電器の取付け状態の確認
 - ・リミットスイッチの動作確認
 - ・抵抗器の断線、損傷の有無の確認
 - ・開閉表示器の表示確認
 - ・回数数の指示及び動作確認
 - ・部品の損傷、破片の脱落、異物付着の有無の確認
 - ・ボルト、ナット類の締付け確認
 - ・電動機、歯車の動作確認
 - ・ギヤにかじりの有無の確認
 - ・リンクにせりの有無の確認
 - ・連結ロッドにゆるみの有無の確認
 - ・ピンにかじりの有無の確認
 - ・機構部の注油作業
 - ・バネの発錆、損傷の有無の確認
 - ・インターロックの動作確認
 - ・清掃作業
 - ・手動開閉動作の確認
 - ・電氣的開閉動作の確認
 - ・絶縁抵抗の測定（125V メガー）
 - ・シーケンス試験（インターロック試験）
- ②特別高圧変圧器（No.1・2）
- a. 特別高圧ガス変圧器下記点検の実施
- ・本体の塗装、発錆、汚損、設置状態の確認
 - ・ブッシングのひだ欠け・ひび割れの有無の確認
 - ・ブッシングの加熱跡、汚損の有無

- ・ガス配管の塗装、発錆の確認
- ・集合端子箱の塗装、発錆の有無の確認
- ・端子箱の端子締付け確認
- ・端子箱の内部結露の確認
- ・端子箱の配線状態の確認
- ・端子箱の扉締付けの確認
- ・配線間の塗装、発錆の確認
- ・ガス温度計の指示温度の確認
- ・ガス温度計の塗装、汚損、内部結露の有無の確認
- ・警報接点の設定確認
- ・ガス圧力計の塗装、発錆、汚損、内部結露の確認
- ・圧力指示値の確認
- ・蓋締付けの確認
- ・S F 6 ガス採取及びガス分析の実施
- ・絶縁抵抗の測定

③特別高圧部保護継電器

a. 保護継電器下記点検の実施

- ・表面、外箱、本体の清掃及び締付確認
- ・C T回路短絡板の接触の確認
- ・プリント基板の外観及び差込みの確認
- ・基板、接点、部品の変色、焼損、変形の確認
- ・整定ダイヤルの動作確認
- ・直流制御電圧の確認
- ・表示器の動作確認
- ・整定値確認
- ・静特性試験
- ・シーケンス試験（保護連動試験）

④特高現場監視盤他（特高監視盤、保護継電器盤、中継端子盤、特高用接地端子盤）

a. 各配電盤下記点検該当項目の実施

- ・盤内清掃
- ・盤内締付確認
- ・異音、異臭、異常な振動の確認
- ・扉の開閉及び施錠の状況確認
- ・結露の形跡の確認
- ・破損、損傷、発錆の確認
- ・導体の変形、変色の確認
- ・絶縁物の損傷、変形の確認
- ・アーク痕跡の確認
- ・接地板の接触状態確認
- ・盤内機器の取付状態、損傷、変色の確認
- ・配線、コネクタ類の接続状態確認
- ・P L Cデータ確認

- ・ P L C エラートレース確認
 - ・ 各計器の零点（デジタルは除く）調整の実施
- ⑤特高制御電源用直流電源装置
- a. 直流電源装置下記点検の実施
- ・ 特高電気室
 - ・ 運転状態の確認（各電圧、電流）
 - ・ 清掃作業
 - ・ 各部締付確認
 - ・ 盤内部品の状態確認（動作、変形、腐食、異音、異臭、変色、発錆、温度、破損）
 - ・ 絶縁抵抗測定
 - ・ 充電切換動作確認
 - ・ 直流出力特性確認（電流、電圧）
 - ・ コネクタ装着状態の確認
 - ・ 電圧計の指示確認
 - ・ 負荷電圧補償装置動作確認
 - ・ 直流出力電圧波形観測
 - ・ 保護継電器試験
 - ・ 警報回路動作試験
 - ・ 蓄電池の環境状態の確認
 - ・ 蓄電池清掃作業
 - ・ 蓄電池の外観確認（変形、亀裂、発錆、腐食、変色）
 - ・ 浮動充電時における特性確認
 - ・ 各計器の零点（デジタルは除く）調整の実施
- ⑥No. 1・No. 2 主変二次盤高圧真空遮断器
- a. 主変圧器二次の高圧真空遮断器下記点検の実施
- ・ 分解による主回路部、制御回路部、操作機構部の各部清掃及び締付確認
 - ・ 主回路接続部の専用グリースの塗り直し
 - ・ カウンター動作確認
 - ・ 開閉表示器の動作確認
 - ・ 各コネクタ類の接続状態確認
 - ・ 主接点ワイプ、遮断距離の測定及び調整
 - ・ 補助スイッチの動作、接触抵抗確認
 - ・ リミットスイッチの動作、接触抵抗確認
 - ・ 操作機構摺動部への注油及び専用グリース塗布
 - ・ 投入・開極時の時間を測定し、三極不揃いの有無の確認
 - ・ 入力操作試験（電動・手動）
 - ・ インターロック動作確認
 - ・ 絶縁抵抗測定（主回路部・制御部）
- ⑦No. 1・No. 2 主変二次盤高圧保護継電器
- a. 主変圧器二次の保護継電器下記点検の実施
- ・ 外観全般の破損、汚損の確認

- ・本体及びユニットの異音、異臭の確認
- ・異物、虫類の付着の確認
- ・各種操作確認
- ・整定値確認
- ・本体及び各ユニットの各端子台、コネクタ類の確認
- ・フラットケーブル接続状態の確認
- ・DI/DO モニタの入出力状況確認
- ・LED 表示点灯の確認
- ・RAS 情報及びイベント情報の確認
- ・制御電源の測定及び評価
- ・周囲温度、環境の確認
- ・保護要素動作特性試験

⑧No. 1・No. 2 主変二次盤

a. 主変圧器二次高圧盤下記点検の実施

- ・盤内清掃
- ・盤内締付確認
- ・異音、異臭、異常な振動の確認
- ・扉の開閉及び施錠の状況確認
- ・結露の形跡の確認
- ・破損、損傷、発錆の確認
- ・断路部のグリース塗り直し
- ・母線、ケーブルなどの接続状態確認
- ・導体の変形、変色の確認
- ・絶縁物の損傷、変形の確認
- ・アーク痕跡の確認
- ・断路部の接続状態の確認
- ・接地板の接触状態確認
- ・遮断器の出し入れ状態確認
- ・インターロックピンの状態確認
- ・盤内機器の取付状態、損傷、変色の確認
- ・VT、SARなどの引出装置の出し入れ確認
- ・配線、コネクタ類の接続状態確認
- ・絶縁抵抗測定

(4) 高圧機器の点検及び保守内容

①変圧器

- 本体外部及び付属品の汚れ・緩み・塗装の剥離及び錆の有無を目視及び手触により点検する。また、取付部に緩みがある場合は増締めを行い、錆及び汚れがある場合清掃する。
- ブッシング（端子部）及びがい管の損傷、緩み及び過熱変色の有無を目視及び手触により点検する。
- 接地線の緩み（端子、接続部）・断線及び端子部の変色の有無を目視及び手触

により点検し、緩み部の増締めを行う。なお、変色等の異常がある場合は原因を調査する。

- d. ダイアル温度計の指針設定値及び指示値の良否を確認する。
- e. ダイアル温度計の損傷（パッキン導管）及び警報接点の導通の良否をテストにより点検する。
- f. 保護継電器（温度継電器）の指針設定値（動作温度）の確認及び接点導通の良否をテストにより点検する。また、保護カバーの汚れ・内部の結露及び錆がある場合は清掃又は錆落としをする。
- g. 無電圧タップ切換器に破損及び変色の異常がある場合は原因を調査する。
- h. 防振装置（ゴム、スプリング等）の劣化の有無を目視及び手触により点検する。
- i. 絶縁物、巻線モールド及びバリヤに損傷及び変色の有無を点検し、変色の異常がある場合は原因を調査する。
- j. 巻線のコロナ損傷の有無を点検する。
- k. 巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛出しの異常の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。
1. 絶縁抵抗測定（主導電部と大地間を 1,000V 絶縁抵抗計で測定し、制御回路と大地間は、125V 絶縁抵抗計で測定すること）

②真空遮断器

- a. 各機構部の損傷・腐食・過熱・錆・変形等の異常の有無を点検する。なお、過熱がある場合は原因を調査する。
- b. 各締付部（ボルト、端子等）の緩み及び本体の汚れの有無を目視及び手触により点検し、緩みの増締めを行う。また、汚れがある場合は清掃し潤滑油を塗布する。
- c. 操作機構の手動又は電動による入切操作・作動及びマイクロスイッチの復帰機能の良否を点検する。
- d. 接地線の損傷・断線及び変色の有無を点検し、異常があれば原因を調査する。
- e. 真空バルブ表面の汚れ・接触子損耗量（スケールによる測定）及び三極不揃いの有無を点検する。
- f. 支持絶縁物・隔離板の損傷・変形及び遮断部の汚れの有無を点検する。締めつけボルト緩みの増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。
- g. 内部操作機構（スプリング・スプリングストローク及び接合部）の損傷・変形・錆等の有無を点検し、錆がある場合は錆落としを行う。また、引外し自由試験をする。
- h. 補助開閉器の作動の良否を確認する。
- i. 遮断器投入・開極時間を測定し、規定時間にあることを確認する。
- j. 絶縁抵抗測定（主導電部と大地間を 1,000V 絶縁抵抗計で測定し、制御回路と大地間は、125V 絶縁抵抗計で測定すること）

③指示計器・表示操作・保護継電器等

- a. 機器表面の損傷・過熱・さび・腐食・変形・汚損・変色等の有無を点検する。
- b. 本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。
- c. 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。
- d. 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。

- e. 各指示計器の零点調整を行う。また、正常に機能していることを確認する。
 - f. 保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。
 - g. シーケンス試験（インターロック試験及び保護継電器との連動試験）を行う。
- ④高圧進相コンデンサー
- a. ブッシング及びびがい管の汚れ、破損等の有無を点検し、端子部緩みの増締め及び汚れ等の清掃を行う。
 - b. 外部の錆、漏油及び塗装の剥離の有無を点検する。
 - c. 静電容量測定は次により測定する。
* 交流ブリッジ又は電圧－電流計法で静電容量を測定する。
* 測定箇所は2相間短絡の上、他相との間で順次各相を変えて行う。
* 電圧はAC 100V程度を使用する。
 - d. 絶縁抵抗測定は、端子と大地間を、1,000V絶縁抵抗計で測定すること。
- ⑤直列リアクトル
- a. ブッシング及びびがい管の汚れ、破損等の有無を点検し、端子部緩みの増締め及び汚れ等の清掃を行う。
 - b. 外部の錆・漏油及び塗装の剥離の有無を点検する。
 - c. 異音・異臭及び異常振動の有無を聴覚、臭覚及び目視により点検し、異常がある場合は原因を調査する。
 - d. 絶縁抵抗測定は、端子と大地間を1,000V絶縁抵抗計で測定すること。
- ⑥避雷器
- a. 機器外面の汚損・損傷・過熱・さび・腐食・変形・変色・異音等の有無を点検する。
 - b. 本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。
 - c. 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。
- (5) 低圧機器の点検及び保守内容
- ①開閉器類（配線用遮断器・漏電遮断器・電磁接触器等）
- a. 端子部の汚損・腐食等の有無及び接続方法を点検し、締付部緩みの増締めを行う。
 - b. 開閉機構を開閉操作により点検する。
 - c. 漏電遮断器等の動作をテストボタン操作により行い、瞬時動作する事を確認する。
 - d. 絶縁抵抗測定は、電源負荷側において下記により行う。
* 各端子相互間（漏電遮断器は除く）
* 各端子と大地間
125V絶縁抵抗計で測定する事。
- ②計器用変成器
- a. 外部の汚れ・亀裂・変形及び変色の有無を点検し、異常変色がある場合は、原因を調査する。また、ボルト緩みの増締めを行い、端子部又は鉄心に錆・汚れ等がある場合清掃を行う。
 - b. 絶縁抵抗測定は、低圧巻線相互間を125V絶縁抵抗計で測定すること。
- ③ヒューズ類

- a. ヒューズに溶断・損傷等の有無を点検する。
- b. 規定の種類及び容量の物が使用されていることを確認する。

(6) 配線の点検及び保守内容

連絡母線について、盤間配線の傷・変色等の有無を目視確認すること。

(7) 接地抵抗測定

各種接地極（A種・B種・C種・D種・避雷器等）の接地抵抗測定を行う。

(8) その他

- ①事前に打ち合わせを行うので出席すること。
- ②作業当日は他設備の点検業者及び工事業者との工程調整に協力すること。
- ③仮設電源
下記作業スペース等における各種電源を用意すること。
・受変電室・CVCF室・自家発室・地下2階廊下・設備監視室・守衛室・トイレ
及び電話交換機室等に係る照明・制御用電源一式
- ④報告書作成
点検結果について報告書を作成し、以下のとおり提出すること。

紙媒体	2部
電子媒体（CD-R）	1枚

【1】特別高圧受変電設備点検作業（電算棟内）

作業名	形状等	単位	数量
特別高圧盤内点検・増縮点検及び清掃	1・2号 受電盤	面	2
	N o 1・2 主変一次盤	面	2
	母線連絡盤-1・2	面	2
	バイパスDS盤	面	1
	N o 1・2 TR 二次盤	面	2
	特高監視盤	面	1
	保護継電器盤	面	1
	中継端子盤	面	1
	特高用接地端子盤	面	1
直流電源装置点検	直流電源盤	面	1
	バッテリー点検	式	1
	非常用電源盤（MCCB盤）	面	1
シーケンス試験	指示計器、表示操作、保護継電器等	式	1
特別高圧変圧器点検	4000kVA	台	2
特高交流真空遮断器点検	72kV・800A	台	4
継電器試験	過電流継電器（51）	台	6
	不足電圧継電器（27）	台	2
	比率作動継電器（67）	台	2
	温度継電器（26）	台	2
	圧力継電器	台	4
避雷点検（SAR）	84kV、10kA×3	式	2
	8.4kV、2.5kA×3	式	2
計器用変成器点検	VD66kV	台	2
	CT66kV	台	12
	CT6.6kV	台	6
接地抵抗測定	特別高圧用接地抵抗盤	面	5
絶縁抵抗測定	特別高圧幹線	本	2
	高圧幹線	本	2

【2-1】 高低圧受変電設備点検作業（電算棟内）

作業名	形状等	単位	数量
盤内点検・増締点検	高圧盤（引込盤・遮断器盤）	面	26
	高圧盤（コンデンサー盤）	面	6
	高圧盤（変圧器盤・MCCB盤）	面	8
	低圧盤（MCCB盤）	面	3
盤内清掃作業	高圧盤（引込盤・遮断器盤）	面	26
	高圧盤（コンデンサー盤）	面	6
	高圧盤（変圧器盤・MCCB盤）	面	8
	低圧盤（MCCB盤）	面	3
キュービクル点検	外観、盤類内部点検	基	43
シーケンス試験	指示計器、表示操作、保護継電器等	回路	29
乾式変圧器（モールド）点検	100kVA	台	1
	150kVA	台	3
	500kVA	台	1
	1,000kVA	台	3
高圧交流真空遮断器点検	HA12X-A1 HA12X-A1Z	台	33
負荷断路器点検	V3-4	組	2
高圧真空電磁接触器点検	HN46AX-2S1J	台	5
継電器試験	51：交流過電流継電器 QH-OC1	台	25
	59：交流過電圧継電器 QH-OV1	台	1
	64G：地絡過電圧継電器 MVG-A1V-R	台	2
	67：地絡方向継電器 MDG-A1V-R	台	2
	27：不足電圧継電器 QH-UV1	台	7
高圧進相コンデンサー点検	AF702101KHA1	台	5
直列リアクトル点検	CR702101KDE5	台	5
避雷器点検	BVA598LB-10A1P	台	2
計器用変成器点検	CT、VT、ZCT	台	76
接地抵抗測定	接地抵抗盤、低圧分電盤	所	76
絶縁抵抗測定	高圧幹線	所	24
	低圧幹線	所	204

【2-2】 高低圧受変電設備点検作業（事務棟内）

作業名	形状等	単位	数量
盤内点検・増締点検	高圧盤（受電盤）	面	1
	高圧盤（コンデンサー盤）	面	1
	低圧盤（MCCB盤）	面	4
盤内清掃作業	高圧盤（受電盤）	面	1
	高圧盤（コンデンサー盤）	面	1
	低圧盤（MCCB盤）	面	4
キュービクル点検	外観、盤類内部点検	式	1
シーケンス試験	指示計器、表示操作、保護継電器等	Pt	4
乾式変圧器（モールド）点検	1φ 105/210V 150KVA	台	1
	1φ 105/210V 150KVA	台	1
	1φ 105/210V 150KVA	台	1
	3φ 200V 200KVA	台	1
高圧交流真空遮断器点検	V F - 1 3 P H - D	台	1
高圧負荷断路器点検	D V - 3	組	1
高圧負荷開閉器点検(LBS)	P F S - 2 0 1 T M - W	台	1
	P F S - 2 0 1 - M - Y	台	4
継電器試験	51 : 交流過電流継電器 M O C - A I T - R	台	1
	漏電火災警報器 L G R 1	台	1
高圧進相コンデンサー点検 (直列リアクトル含む)	PET-FK2 7.2KV 53.2Var (HM-LN2)	式	1
計器用変成器点検	C T、V T	台	4
接地抵抗測定	接地抵抗盤	面	1
高圧絶縁抵抗測定	高圧幹線、高圧変圧器、S C回路	式	1
	低圧幹線	式	1

【3-1】負荷設備点検作業（電算棟内）

作業名	形状等	単位	数量
点検・増締確認	電灯分電盤	面	1 1
	動力分電盤	面	4 5
絶縁抵抗測定	電灯分電盤	面	1 1
	動力分電盤	面	4 5

【3-2】負荷設備点検作業（事務棟内）

作業名	形状等	単位	数量
点検・増締確認	電灯分電盤	面	8
	動力分電盤	面	3
絶縁抵抗測定	電灯分電盤	面	8
	動力分電盤	面	3

1 件名 非常用自家発電機保守点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）

3 履行日時 年1回。厚生労働省の指示する日。

（全館停電日を想定。各年度実績：毎年12月31日）

4 対象機器

製造会社	形式	製造番号
川崎重工業	PU-1500KVA 単純開放サイクル1軸式	KHI-422011 (1号機) KHI-4220111 (2号機)

※定格出力=1,368KW、定格回転数=22,000rpm、使用燃料=白灯油、燃料制御=電気油圧式、燃料消費量=655L/H、

※発電機室設備外観点検 ガスタービン（含減速装置）1台、交流発電機1台、始動電動機2台、燃料供給装置一式、潤滑油供給装置一式

5 一般事項

(1) 受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。

なお、ガスタービン発電設備の配置図は別紙のとおり。

(2) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、仕様書による内容事項を誠実に守らなければならない。

(3) 本仕様書の各委託業務の内容は大要を示したものであり、受託者は本仕様書に記載されていない事項についても、庁舎の維持管理上必要な場合には双方協議のうえ実施すること。

(4) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、作業実施計画書をあらかじめ提出すること。

(5) 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6 業務の範囲

(1) 設備環境

- ① 可燃物貯蔵状況の有無
- ② 周囲の整理、整頓の状況（障害物、保有距離等）
- ③ 水の浸透等の状況、換気機能の状況

(2) 耐震装置

- ① 防震装置及び基礎ボルトが適正に維持されているかの有無
- ② 燃料・潤滑油用可とう管などに変形、損傷がなく取り付け状態が正常であるかの有無
- ③ ストップ等の偏加重、溶接部の剥がれ等の有無を点検する。
- ④ 基礎ボルト等の変形、損傷、ナットの緩みの有無を点検し、耐震装置が適正である事を確認する。

(3) 燃料系統

- ① 燃料小出槽の外観点検及び残油量の確認、ドレンより水分混入の有無を確認
- ② 燃料移送・返油ポンプ自動運転・停止シーケンスの確認及び機能点検・ストレーナ清掃
- ③ 燃料ポンプ（メイン・プライマリ）の外観上の点検及び運転時の異常発熱の有無等を確認・起動燃料圧力の測定
- ④ 燃料コントローラのレバーの動きを確認・グリスアップの実施並びに運転時の動作確認
- ⑤ ソレノイドバルブ（メイン・プライマリ・バイパス）の外観点検及び抵抗値の測定・開閉音聴診点検
- ⑥ 燃料フィルタの外観点検及び内部エレメントの交換
- ⑦ 燃料噴射弁の清掃及び噴霧状態の確認

(4) 定期点検（消防法第 14 条の 3 の 2「地下タンク貯蔵所」、「一般取扱所」）

- ① 貯蔵危険物の確認
- ② タンク内の液面高さ（残油量）・検知管水位の測定
- ③ 気温及び液面温度の測定、記録
- ④ タンク本体気相部及び配管の微加圧検査
- ⑤ タンク本体液相部の聴音検査・水位検査

(5) 潤滑油系統

- ① 潤滑油量の確認及び汚損の有無等確認
- ② 潤滑油ポンプの外観点検及び運転時の異常発熱の有無等を確認

- ③ ガバナ用潤滑油ポンプの外観点検及び運転時の異常発熱の有無等を確認
 - ④ 潤滑油フィルタの外観点検及び内部エレメントの交換
 - ⑤ 圧力調整弁の運転時機能点検
 - ⑥ 温度調整弁の開閉動作の確認
 - ⑦ 圧カスイッチの機能点検
- (6) 始動系統（蓄電池を電源とする直流電動機始動）
- ① バッテリーの各セル電圧・内部抵抗を計測すると共に、端子・接続バー等に発錆及びボルトの緩み等を確認
 - ② 始動回数試験を行い、消防法で定める駆動が出来る容量で有ることを確認する。
 - ③ 充電器の充電電圧・電流を計測及び外観点検
 - ④ セルモータの開放点検にてブラシ点検及びエアークリーニング
- (7) 制御系統
- ① ピックアップ（回転検出・制御用）の抵抗値測定及びコネクタの緩み等の点検
 - ② 排気温度センサの抵抗値・絶縁抵抗測定及びコネクタの緩み等の点検
 - ③ 各コネクタの緩み等の点検
- (8) 点火系統
- ① エキサイタの外観点検・機能点検並びに高圧ケーブル・キャップの焼損点検
 - ② スパークプラグの外観点検及びスパーク点検
- (9) ガスタービン（機関）
- ① 燃焼器及びライナーの外観点検
 - ② No.1 オイルシールの点検（シールからの漏油点検）
 - ③ カップリングの汚損・劣化・クラック等の点検
 - ④ カップリングボルトの緩み・脱落・発錆の有無等の点検
- (10) 発電機
- ① 軸受の外観点検及び運転時異常発熱の有無を点検（グリスアップ含む）
 - ② 巻線・導線部の焼損・脱落等異常の有無を点検
 - ③ 端子接続ボルト・ナットの緩み及び絶縁シール材の劣化等の点検
 - ④ 接地接続ボルトの緩み・脱落・発錆の有無等の点検
 - ⑤ 発電機主回路の絶縁抵抗測定（1,000Vにて5MΩ以上）

(11) 給（吸）排気系統

- ① 給排気（換気）ファン等の据え付け状態、回転部及びベルトの緩み、損傷、亀裂及び連動運転・停止、異音、異常振動等の点検
- ② 貫通部の状況の有無
- ③ オイルクーラファン等の据え付け状態、損傷、亀裂点検及び連動運転・停止、異音、異常振動等の点検
- ④ 給気ルートでの損傷、異物等の詰まりの有無を点検
- ⑤ 排気消音器に発錆、支持金具、緩衝装置等の損傷及び排気管部の断熱覆や排気伸縮部分の断熱材に脱落、損傷等の箇所がないかの有無を点検

(12) 制御盤（自動始動発電機盤・直流電源盤）

- ① 各盤面表示灯・切替スイッチ・ボタン及び内部ヒューズ・リレー・タイマ・配線・端子等の損傷、動作不良等の有無を点検
- ② 直流電源盤内電磁接触器に発錆、スパーク及び焼損の有無を点検
- ③ 各補機回路の絶縁抵抗測定（500Vにて0.2MΩ以上）
- ④ 励磁回路の絶縁抵抗測定（500Vにて3MΩ以上）
- ⑤ 各保護継電器の特性試験異常の有無を点検

(13) 始動シーケンス

- ① 各保護装置動作試験を行い、異常の有無を確認
- ② 手動、自動起動・停止試験を行い、異常の有無を確認（連続無負荷運転約15分間実施）
- ③ 運転時及び運転後に異音、異臭、漏油、ガス漏れ、排気色に異常がないか確認
- ④ 各計器類の停止中・運転時の異常の有無を確認
- ⑤ 電圧調整試験を行い、定格電圧±5%がスムーズに移動可能なことを確認
- ⑥ 速度調整試験を行い、回転速度98～105%がスムーズに移動可能なことを確認
- ⑦ 運転諸元計測を記録する（起動・停止時間、起動時の最高排気温度、運転時の各記録等）

7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。

- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
- ① 紙媒体 2部
 - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、実施報告書に添付しなければならない。
- なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日より20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

8 その他特記事項

- (1) 作業に当たっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に養生等行う。
- (2) 作業が終了したときには、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃すること。
- (3) 点検の結果、機能に異常又は劣化等がある場合には、とるべき必要な措置を実施報告書に記載すること。
- (4) この業務委託に使用する器具及び消耗機材は、受託者の負担とし、良質かつ適正なものを使用すること。
- (5) 作業工程において、受託者は庁舎管理者と打ち合わせを行い、円滑に作業を進めること。特に屋内の清掃に関しては作業時間の指定もあり得るので、注意すること。
- (6) 作業日程の変更及び行程の変更等が生じた場合は、事前に委託者と協議し委託者の了解を得ること。
- (7) 本仕様書の条項に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない条項に関しては、委託者と協議の上決定する。

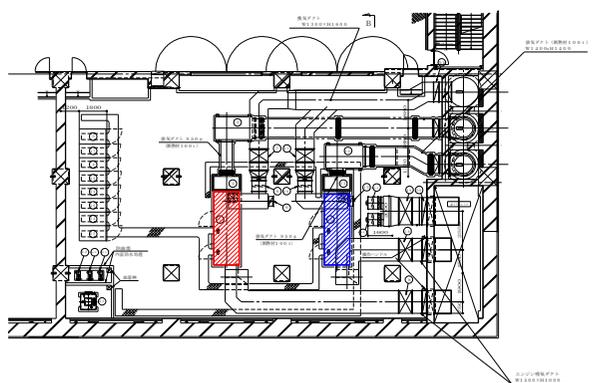
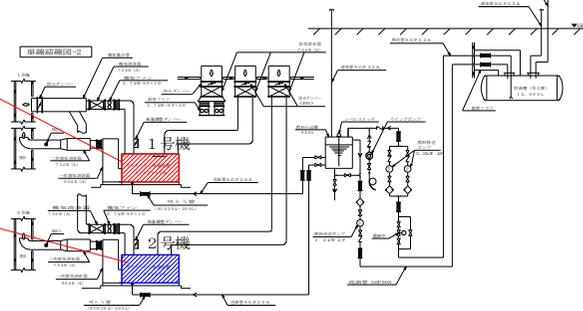
ガスタービン発電設備 配置図



1号機

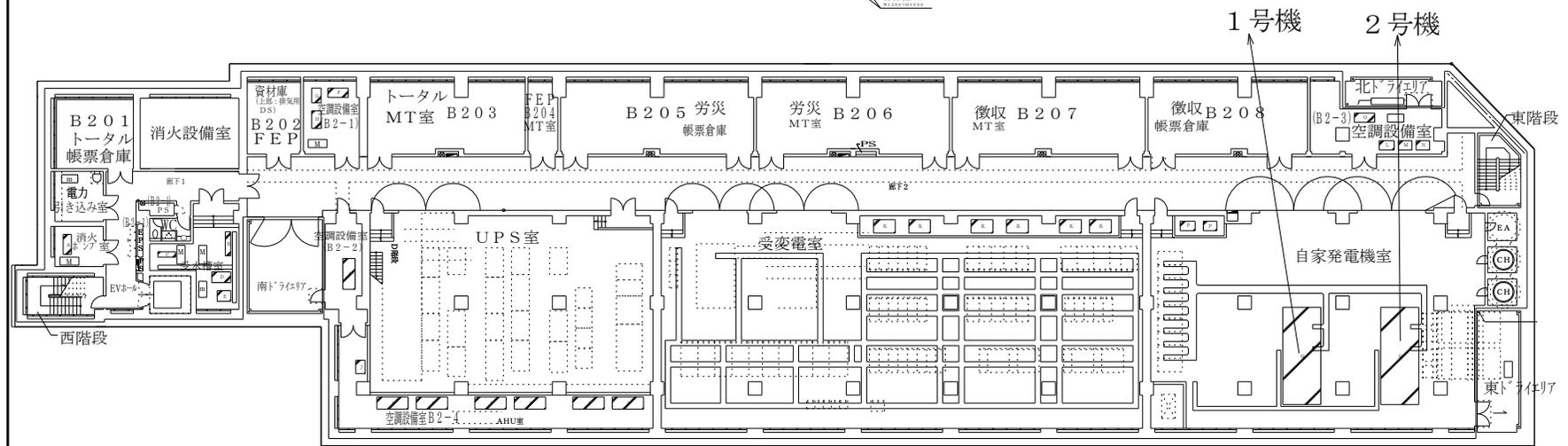


2号機



機器一覧表

番号	機器名称	数量	備考
①	1号機ガスタービン発電装置	1	1500kVA
②	一次排気消音器	1	90dB(A)
③	二次排気消音器	1	75dB(A)
④	1号機自動始動発電機盤	1	
⑤	1号機直流電源盤	1	
⑥	換気ファン	1	3.7kW-6P
⑦	換気消音器	1	75dB(A)
⑧	エンジン吸気消音器	1	75dB(A)
⑨	風量調節ダンパ	1	
⑩		1	
⑪			
⑫	2号機ガスタービン発電装置	1	1500kVA
⑬	一次排気消音器	1	90dB(A)
⑭	二次排気消音器	1	75dB(A)
⑮	2号機自動始動発電機盤	1	
⑯	2号機直流電源盤	1	
⑰	換気ファン	1	3.7kW-6P
⑱	換気消音器	1	75dB(A)
⑲	エンジン吸気消音器	1	75dB(A)
⑳	風量調節ダンパ	1	
㉑			
㉒			
㉓	燃料小出槽	1	950L
㉔	燃料移送ポンプ	1	2.2kW
㉕	NO.1燃料移送ポンプ	1	2.2kW
㉖	NO.2燃料移送ポンプ	1	2.2kW
㉗	同期盤	1	
㉘	NO.1フィーダ盤	1	
㉙	NO.2フィーダ盤	1	
㉚	補機盤	1	
㉛	NO.1給気ファン	1	3.7kW-6P
㉜	NO.2給気ファン	1	3.7kW-6P
㉝	給気消音器	1	75dB(A)
㉞	給気ダンパ(PFVD)	1	
㉟	換気ダンパ(PFVD)	1	



1 件名 非常用自家発電機制御盤保守点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）

3 履行日時 年1回。厚生労働省の指示する日。

（全館停電日を想定。各年度実績：毎年12月31日）

4 対象機器

(1) 発電機

① 1号機 川崎 PU1500形B-ER 1, 500KVA

② 2号機 川崎 PU1500形B-ER 1, 500KVA

(2) 制御盤

① 1号, 2号自動発電機盤 型式 CD-AG 2面

② 1号, 2号フイーダ盤 型式 CD-AF 2面

③ 1号, 2号直流電源盤 型式 2面

④ 補機盤 1面

⑤ 同期盤 1面

(3) 保護継電器

① 過電流継電器 51G1、51G2 形式 K2ZC-K2CA-D03 2台

② 不足電圧継電器 27G1、27G2 形式 K2ZC-K2VU-S1 2台

③ 過電圧継電器 59G1、59G2 形式 K2ZC-K2VA-T1 2台

④ 逆電力継電器 67PG1、67PG2 形式 K2ZC-K2WR-R1 2台

⑤ 地絡過電圧継電器 64G 形式 K2ZC-K2GV-T 1台

⑥ 地絡方向継電器 67GF1、67GF2 形式 K2ZC-K2GF-B 2台

⑦ 界磁喪失検出器 40G2 形式 SDV-FL4 2台

(4) 真空遮断器 V-6F-12A-FA 6台

(5) 絶縁抵抗測定

界磁回路、電機子回路、主回路相間

5 一般事項

- (1) 常用電源が停電した場合保安電力供給の為、又防災上必要な設備に電力を供給する為の建築基準法(昭和25年法律第201号)で定める「予備電源」、消防法で定める「非常電源」がある。これらの法的な点検及び報告の義務に対応し、かつ、予防保全としての最低基準としての内容も含めることとする。
- (2) 受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。
- (3) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、仕様書による内容事項を誠実に守らなければならない。
- (4) 本仕様書の各委託業務の内容は大要を示したものであり、受託者は本仕様書に記載されていない事項についても、庁舎の維持管理上必要な場合には双方協議のうえ実施すること。
- (5) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、作業実施計画書をあらかじめ提出すること。
- (6) 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6 業務の範囲

(1) 発電機

- ① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。
- ② 発電機巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。
- ③ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。
- ④ 軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検する。

(2) 盤類

発電機盤、盤本体、内部配線等

- ① 盤本体、扉、ちょう番等の損傷、発錆、変色、変形、腐食等の有無を点検する。
また、扉の開閉が確実に行えることを確認する。
- ② 母線及び制御用、操作用、表示用等の配線腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線等の有無を点検し、塵埃の付着等がある場合は清掃する。
なお、過熱がある場合は原因を調査する。
- ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。
- ④ がいし類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。

⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。

⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。

なお、容易に接続できる箇所の断線は接続する。

(3) 盤内機器

電圧調整装置(AVR)の変形、損傷、腐食、塵埃の付着、過熱及び接触不良の有無を点検し、塵埃の付着がある場合は清掃する。なお、過熱等がある場合は原因を調査する。

(4) 交流遮断器

① 各機構部の損傷、腐食、過熱、錆、変形等の異常の有無を点検する。

なお、過熱がある場合は原因を調査する。

② 各締付(ボルト、端子等)緩み及び本体の汚れの有無を目視及び手触により点検し、緩みの増締めを行う。また、汚れのある場合は清掃し潤滑油を塗布する。

③ 操作機構の手動又は電動による入・切操作、作動及びマイクロスイッチの復帰機能の良否を点検する。

④ 接地線の損傷、断線及び変色の有無を点検し、変色の異常があれば原因を調査する。

⑤ 支持絶縁物、隔離板の損傷、変形及び遮断部の汚れの有無を点検する。

締付ボルト緩みの増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。

⑥ 内部操作機構(スプリング、スプリングストローク及び接合部)の損傷、変形、錆等の有無を点検し、錆がある場合は錆落としを行う。

また、引外自由試験をする。

⑦ 補助開閉器の作動の良否を確認する。

⑧ 遮断器投入・開極時間を測定し規定時間内にあることを確認する。

⑨ 絶縁抵抗測定は、主導電部と大地間を1、000V絶縁抵抗計で測定し、100メガオーム以上あることを確認する。

⑩ 制御回路と大地間を500V絶縁抵抗計で測定し、1メガオーム以上あることを確認する。

(5) 指示計器、表示操作、保護継電器

① 各指示計器の零点調整を行う。

② シーケンス試験(インタロック試験、保護継電器との連動試験及び総合作動試験)を図面に基づいて行う。

③ 保護継電器等の故障検出を作動(トリップ、ベル、ブザー)させて警報及び故障表示の確認を行う。

④ 保護継電器(補助継電器を含む)の汚れ、錆及び損傷の有無を点検し、端子緩みの増締めを行い、汚れ等がある場合は清掃する。

⑤ 保護継電器内部（コイル内部、配線、部品）の汚れ、損傷の有無を点検し、端子及びボルト緩みの増締めを行う。汚れがある場合は清掃する。

⑥ 保護継電器の試験は、製造者の示す動作特性試験点で行い、継電器単体の良否を判定する（2回測定し平均値をとる）。

また、系統に要求される条件を満足するよう整定し、下記により測定する。

* 過電流継電器は、整定値に対する動作時間を制定し、保護協調が完全である事を確認する。また、電流整定タップの200%、300%、500%の電流を通电した時の動作時間を測定する。

* 不足電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、電圧整定タップの80%に急変した時の動作時間を測定する。

* 過電圧継電器は、整定値に対する動作値、動作時間を測定する。また、電圧整定タップの130%の電圧を印加した時の動作時間を測定する。

* 地絡過電圧継電器は、整定タップ30%に対する動作電圧を測定する。

* 電力継電器は、整定タップ50%に対する最小動作値を測定する。

(6) 配線用遮断器等の開閉器類（電磁接触器）

① 端子部の汚損、腐食等の有無及び接続方法を点検し、締付部緩みの増締めを行う。

② 開閉機構を開閉操作等により点検する。

③ 絶縁抵抗測定は、電源負荷側において、下記により行う。

各端子相互間、各端子と大地間500V絶縁抵抗計で測定し、5メガオーム以上あることを確認する。

(7) 計器用変成器

① 外部の汚れ、亀裂、変形及び変色の有無を点検し、異常変色がある場合は原因を調査する。また、ボルトの緩みの増締めを行い、端子部又は鉄心に錆、汚れ等がある場合は清掃する。

② 絶縁抵抗測定は、低圧巻線と大地間及び低圧巻線相互間を500V絶縁抵抗計で測定し、2メガオーム以上あることを確認する。

(8) ヒューズ類

① ヒューズに熔断、損傷等の有無を点検する。

② 規定の種類及び容量のものが使用されていることを確認する。

(9) 自動始動盤

盤本体、内部配線等

① 盤本体、扉、ちょう番等の損傷、発錆、変色、変形、腐食等の有無を点検する。また、扉の開閉が確実にできることを確認する。

② 母線及び制御用、操作用、表示用等の配線腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線等の有無を点検し、塵埃の付着等がある場合は清掃する。

なお、過熱がある場合は原因を調査する。

- ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。
- ④ がいし類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。
- ⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。
- ⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。なお、容易に接続できる箇所の断線は接続する。

(10) 同期検定盤

① 盤本体、内部配線等

- イ 盤本体、扉、ちょう番等の損傷、発錆、変色、変形、腐食等の有無を点検する。また、扉の開閉が確実にできることを確認する。
- ロ 母線及び制御用、操作用、表示用等の配線腐食、損傷、過熱、塵埃の付着、断線等の有無を点検し、塵埃の付着等がある場合は清掃する。なお、過熱がある場合は原因を調査する。
- ハ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、過熱による変色の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。
- ニ がいし類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。
- ホ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検し、ボルト等締付部緩みの増締めを行う。
- ヘ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。なお、容易に接続できる箇所の断線は接続する。

② 制御回路部

- イ 補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置燃料移送ポンプ等）の操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。
- ロ 補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることを、確認する。

(11) 直流電源盤（整流装置）

- ① 表示灯類の点灯状態を点検する。
- ② 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。
- ③ 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。
- ④ 蓄電池のセル電圧の確認、総出力電圧の確認をする。

7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
 - ① 紙媒体 2部
 - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、実施報告書に添付しなければならない。
なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日から20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

8 その他特記事項

- (1) 作業に当たっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に養生等行う。
- (2) 作業が終了したときには、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃すること。
- (3) 点検の結果、機能に異常又は劣化等がある場合には、とるべき必要な措置を実施報告書に記載すること。
- (4) この業務委託に使用する器具及び消耗機材は、受託者の負担とし、良質かつ適正なものを使用すること。
- (5) 作業工程において、受託者は庁舎管理者と打ち合わせを行い、円滑に作業を進めること。特に屋内の清掃に関しては作業時間の指定もあり得ますので、注意すること。
- (6) 作業日程の変更及び行程の変更等が生じた場合は、事前に委託者と協議し委託者の了解を得ること。
- (7) 本仕様書の条項に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない条項に関しては、委託者と協議の上決定する。

- 1 件名 照明制御装置保守点検業務
- 2 委託場所
東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）
- 3 履行日時
年1回。厚生労働省と調整の上、決定する。（1～2月の1日を予定。）
- 4 業務内容
受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働に必要とされる場合には、部品交換等を実施するものとする。
- 5 対象機器
照明監視装置・・・TOTALINK-L10
- 6 点検内容
 - (1) 基本点検（機能外観）
 - ・電源部
 - ① 一次供給電源の電圧測定
 - ② 二次電源の電圧測定
 - 中央処理装置用 5V
 - 電送信号用 24V
 - ③ 清掃、増し締め
 - ・操作部
 - ② 個別発停操作確認
 - ② LCD画面から操作、動作確認
 - ③ 設定変更操作、スケジュール、グループ等の設定変更動作確認
 - ④ テンキー、タッチパネル操作確認
 - ⑤ 清掃、増し締め
 - ・中央処理装置（CPU）
 - ① 清掃、増し締め
 - ② 動作表示の確認
 - ③ CPUボードのLED表示確認
 - ④ 通信ボード（RS232-C）のLED表示確認
 - ⑤ 伝送ボードのLED確認
 - ・制御ユニット（個別、グループ）
 - ① 清掃、増し締め
 - ② 表示LED点灯確認
 - ③ 警報時動作確認
 - ・フロッピーディスクドライブ
 - ① 清掃、FDDクリーナー使用
 - ② データのバックアップし確認
 - ・メッセージプリンター（パネルタイプ）
 - ① 清掃

② テスト印字及び警報試験印字確認

(2) 機能点検

・監視機能

① 警報履歴確認 (主にシステム異常の確認)

② 最新データ保存、I/Oデータ・設定データ

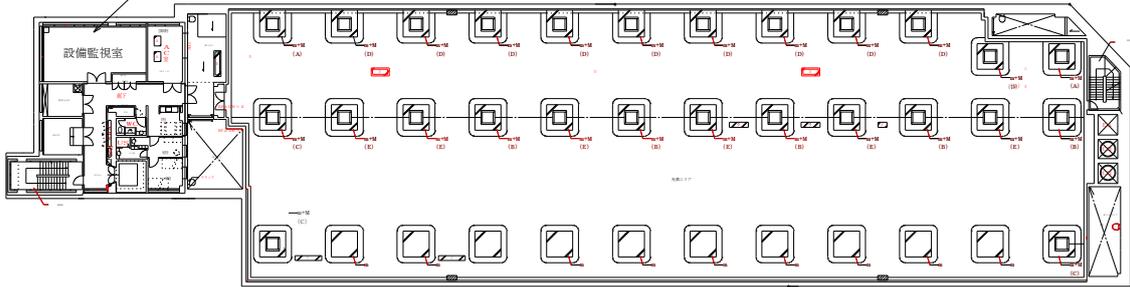
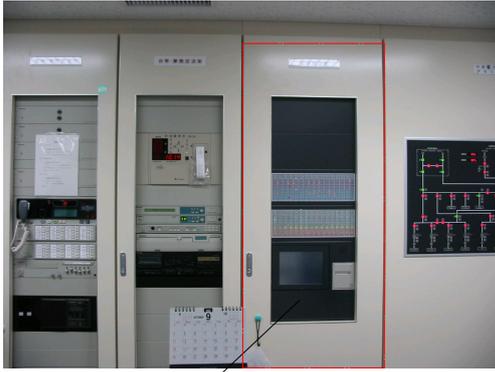
7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
 - ① 紙媒体 2部
 - ② 電子媒体 (CD-R) 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、工事報告書に添付しなければならない。
なお、写真はデータ (上記②) としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日から20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。

照明制御装置



地下1階・免震層平面図 1/200